安曇野市教育委員会 令和4年1月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

議案第1号	教育部 学校教育課
令和4年1月27日提出	(課長)沖 雅彦 (担当)矢花幸恵

タイトル	安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部改正について
** ウナー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
決定を要する事項の内容	規則の一部改正に伴う協議
要旨	安曇野市教育委員会に付議する事項を見直すもの。
説明	■主な改正内容 1 第2条事項(教育委員会に付議する事項) 【追加・修正】 (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。 (9) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。 (10) 学校その他教育機関の敷地の選定に関すること。 (13) 市長に意見を申し出る教育財産の取得について、1件1,000万円以上を1件2,000万円以上とする。 (14) 工事の計画の策定について、1件1,000万円以上を1件2,000万円以上とする。 ※全事項の末尾を「に関すること」に統一表記する。 【削除】 ・改正前(7) 安曇野市立学校の教務主任、学年主任、分校主任、現職教育主任、人権・同和教育主任、保健主事、生徒指導主事、司書教論及び進路指導主事を命ずること。 ・改正前(17) 情報公開に関すること ・改正前(18) 個人情報の保護に関すること。 3 新旧対照表 別紙のとおり

安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則

改正後

改正前

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第1項 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第1項 の規定に基づき、安曇野市教育委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事 務の委任等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委任事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を安曇野市教育委員 会教育長(以下「教育長」という。)に委任する。
 - (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
 - 教育委員会規則その他委員会の定める規程の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 教育委員会の告示、訓令、指令等に関すること。
 - (4) 学校(幼稚園を含む。)その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
 - (5) 職員(県費負担教職員を除く。)の任免、分限及び懲戒に関すること。
 - (6) 県費負担教職員の任免その他の進退についての内申に関すること。 (削除)
 - (7) 職員の研修の一般方針を決定に関すること。
 - (8) 附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関すること。
 - (9) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
 - (10) 学校その他教育機関の敷地の選定に関すること。
 - (11) 学齢児童及び学齢生徒の就学すべき学校を指定した通学区域の設定及び変 更に関すること。
 - (12) 教育関係予算その他の議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に 関すること。
 - (13) 1 件2,000万円以上の教育財産の取得の申出に関すること。
 - 1件2,000万円以上の工事の計画策定に関すること。 (14)
 - 市指定文化財の指定及び指定解除に関すること。 (15)
 - (16) 表彰に関すること。
 - (17) 教科書の採択に**関する**こと。

(削除)

(趣旨)

の規定に基づき、安曇野市教育委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事 務の委任等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委任事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を安曇野市教育委員 会教育長(以下「教育長」という。) に委任する。
 - (1) 学校教育及び社会教育に関する一般方針を決定すること。
 - (2) 教育委員会規則その他委員会の定める規程を制定及び改廃すること。
 - (3) 教育委員会の告示、訓令、指令等を発すること。
 - (4) 学校(幼稚園を含む。) その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。
 - 職員(県費負担教職員を除く。)の任免、分限及び懲戒に関すること。
 - (6) 県費負担教職員の任免その他の進退について内申を行うこと。
 - (7) 安曇野市立学校の教務主任、学年主任、分校主任、現職教育主任、人権・ 同和教育主任、保健主事、生徒指導主事、司書教諭及び進路指導主事を命ずる こと。
 - (8) 職員の研修の一般方針を決定すること。
 - (9) 附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関すること。
 - (10) 学齢児童及び学齢生徒の就学すべき学校を指定した通学区域の設定及び変 更に関すること。
- (11) 教育関係予算その他の議会の議決を経るべき議案について市長に意見を申 し出ること。
- (12)1件1,000万円を超える教育財産の取得を市長に申し出ること。
- 1件1,000万円以上の工事の計画を策定すること。 (13)
- (14)市指定文化財の指定及び指定解除に関すること。
- (15) 表彰に関すること。
- **(16)** 教科書の採択を決定すること。
- (17) 情報公開に関すること

改正後

改正前

(削除)

(18) 教育長が教育委員会の決裁を要すると認める事項。

(専決)

- 第3条 教育長は、前条各号に掲げる事項のうち、次に掲げる事項を専決することがで 第3条 教育長は、前条各号に掲げる事項のうち、次に掲げる事項を専決することがで きる。
- (1) 教育委員会規則以外の委員会の定める規程の制定及び改廃を行うこと(重要なも のを除く。)。
- (2) 委員会の告示、訓令、指令等を発すること(重要又は異例なものを除く。)。
- <,),
- (4) 県費負担教職員の任免その他の進退について内申を行うこと(分限処分、懲戒処 分その他重要又は異例なものを除く。)

(削除)

(削除)

- 2 教育長は、前項各号に掲げる事項以外の事項についても、この規則の規定を類推し て専決することができる。
- 3 教育長は、前2項の規定により専決することができる事項のうち、特に重要と認め られる事項については、あらかじめ委員会の会議に付し、又は処理後速やかに委員会 の会議に報告しなければならない。
- 4 教育長は、第1項及び第2項の規定により専決することができる事項を安曇野市教 | 育委員会事務局の職員又は学校その他の教育機関の長に専決させることができる。
- 第4条 教育長は、前条の規定にかかわらず、第2条第5号、第8号、第12号、第15号 及び第16号に掲げる事項について、緊急を要し委員会の会議に付する時間的余裕のな いときは、これらを専決することができる。
- 2 教育長は、前項の規定により専決したときは、その旨を次の委員会の会議に報告し て、その承認を得なければならない。

附則

- この規則は、平成17年10月1日から施行する。
- 附 則(平成19年3月23日教委規則第2号)
- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則(平成27年3月25日教委規則第7号抄)

(施行期日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

- (18) 個人情報の保護に関すること。
- (19) その他特に重要な事項に関すること。

(専決)

- きる。
- (1) 教育委員会規則以外の委員会の定める規程の制定及び改廃を行うこと(重要なも) のを除く。)。
- (2) 委員会の告示、訓令、指令等を発すること(重要又は異例なものを除く。)。
- (3) 職員(県費負担教職員を除く。)の任免及び分限に関すること(重要なものを除 │(3) 職員(県費負担教職員を除く。)の任免及び分限に関すること(重要なものを除 <,),
 - (4) 県費負担教職員の任免その他の進退について内申を行うこと(分限処分、懲戒処 分その他重要又は異例なものを除く。)。
 - (5) 情報公開に関すること。
 - (6) 個人情報の保護に関すること。
 - 2 教育長は、前項各号に掲げる事項以外の事項についても、この規則の規定を類推し て専決することができる。
 - 3 教育長は、前2項の規定により専決することができる事項のうち、特に重要と認め られる事項については、あらかじめ委員会の会議に付し、又は処理後速やかに委員会 の会議に報告しなければならない。
 - 4 教育長は、第1項及び第2項の規定により専決することができる事項を安曇野市教 育委員会事務局の職員又は学校その他の教育機関の長に専決させることができる。
 - 第4条 教育長は、前条の規定にかかわらず、第2条第5号、第7号、第9号、第11 号、第14号、第15号及び第18号に掲げる事項について、緊急を要し委員会の会議に付 する時間的余裕のないときは、これらを専決することができる。
 - 2 教育長は、前項の規定により専決したときは、その旨を次の委員会の会議に報告 して、その承認を得なければならない。

附則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日教委規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日教委規則第7号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

議案第2号	教育部 学校教育課
令和4年1月27日提出	(課長)沖 雅彦 (担当)矢花幸恵

タイトル	安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	規則の一部改正に伴う協議
要旨	市の組織改編案に伴い教育委員会事務局組織規則の分掌事務を見直すもの。
説明	■主な改正内容 1 事務分掌の変更 (1) 学校教育課関係 ・穂高幼稚園に関すること。 学校教育課※ → こども園幼稚園課(新設) ※現行は市教委から福祉部に補助執行している。 ・学校教育課 → 学校給食課(新設) ・教育相談に関すること。 学校教育課教育指導室 →子ども家庭支援課(新設) (2) 生涯学習課関係 ・子ども・若者育成支援に関すること。 ・家庭教育支援に関すること。 ・海少年育成に関すること。 ・ 放課後子どもプランに関すること。 ・ 放課後子どもプランに関すること。 ・ 社会体育施設の整備に関すること。 ・ 社会体育施設の整備に関すること。 ・ 社会体育施設の整備に関すること。 ・ 社会体育施設の管理運営に関すること。 ・ 社会体育施設の管理運営に関すること。 ・ 都長・課長の専決事項等は別に定めることとし本規則から削除する。 3 新旧対照表 別紙のとおり

新旧対照表

○安曇野市教育委員会事務局組織規則

平成17年10月1日教育委員会規則第4号

安曇野市教育委員会事務局組織規則

(趣旨)

|第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律 第162号) 第17条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令 (昭和31年政令第221号) 第6条の規定に基づき、安曇野市教育委員会事務局 (以下「事務局」という。) の組織に関し必要な事項を定めるものとする。 (事務局の組織)

改正後

- 第2条 事務局に教育部を置く。
- 2 教育部に次に掲げる課及び係等を置く。
 - (1) 学校教育課 教育総務係、学校庶務担当及び学校教育担当
 - (2) 学校給食課 学校給食担当
 - (3) 生涯学習課 社会教育係、豊科生涯学習係、穂高生涯学習係、三郷生涯 学習係、堀金生涯学習係及び明科生涯学習係
- (4) 文化課 文化振興担当、文化財保護係、博物館担当及び図書館係
- (5) 子ども家庭支援課 子ども子育て政策係、子育て給付係、子ども家庭相 談担当及び児童青少年係
- (6)こども園幼稚園課 保育幼稚園係

(長等)

第3条 教育部に次のとおり長等を置き、職務の欄に掲げる職務を行うものとす第3条 教育部に次のとおり長等を置き、職務の欄に掲げる職務を行うものとす る。

•			
組織	長等	職務	
部	部長	教育長の命を受けて次の各号に掲げる事項を掌理す	
		る。	
		(1) 教育長の政策決定及び職務遂行を補佐するこ	
		と。	
		(2) 部内の総括調整及び管理に関すること。	
		(3) 市長部局及びその他関係機関等との教育事務の	

○安曇野市教育委員会事務局組織規則

平成17年10月1日教育委員会規則第4号

改正前

安曇野市教育委員会事務局組織規則

(趣旨)

- 第162号) 第17条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令 (昭和31年政令第221号) 第6条の規定に基づき、安曇野市教育委員会事務局 (以下「事務局」という。) の組織に関し必要な事項を定めるものとする。 (事務局の組織)
- 第2条 事務局に教育部を置く。
- 2 教育部に次に掲げる課及び係等を置く。
 - (1) 学校教育課 教育総務係、学校庶務担当、学校教育係及び学校給食担当
 - (2) 生涯学習課 社会教育担当、豊科生涯学習係、穂高生涯学習係、三郷生 涯学習係、堀金生涯学習係、明科生涯学習係及びスポーツ推進担当
- (3) 文化課 文化振興担当、文化財保護係、博物館係及び図書館係

(長等)

る。

組織	長等	職務	
部	部長	教育長の命を受けて次の各号に掲げる事項を掌理す	
		る。	
		(1) 教育長の政策決定及び職務遂行を補佐するこ	
		と。	
		(2) 部内の総括調整及び管理に関すること。	
		(3) 市長部局及びその他関係機関等との教育事務の	

		改正後	
		連絡及び調整に関すること。	
		(4) その他部の分掌事務を掌理すること。	
課	課長	上司の命を受けて、次の各号に掲げる事項を掌理す	
		る。	
	館長	(1) 上司の職務遂行を補佐すること。	
		(2) 分掌事務の企画立案、推進計画の策定、進行管	
		理及び事務改善並びに課の統括に関すること。	
		(3) 所属職員の能力開発及び育成に関すること。	
		(4) 部内の課及び市長部局の課等相互間の連絡及び	
		調整に関すること。	
		(5) その他課の分掌事務を掌理すること。	
係等	室長	上司の命を受けて、職員を指揮監督し、所掌事務を処	
附属施	係長	理する。	
設	所長		
	園長		

る。

組織	長等	職務
部	参事	上司の命を受けて、特定事務を処理する。
課等	副参事	上司の命を受けて、特定事務を処理する。
	課長補佐	課長を補佐し、その命を受けて課等の事務を処理
		する。

(主管課)

第4条 部内の企画調整を図るため、学校教育課を主管課として置く。 (組織の特例)

第5条 教育長が必要と認めたときは、他の課又は他の係等に属する事務を兼ね第5条 教育長が必要と認めたときは、他の課又は他の係等に属する事務を兼ね させることができる。

(関連事務等)

第6条 複雑な事件で分掌所属の明瞭でないものは、教育長の指揮を受けて処理第6条 複雑な事件で分掌所属の明瞭でないものは、教育長の指揮を受けて処理 するものとする。

(学校教育課)

		連絡及び調整に関すること。	
		(4) その他部の分掌事務を掌理すること。	
課	課長	上司の命を受けて、次の各号に掲げる事項を掌理す	
		る。	
附属施	学校給	(1) 上司の職務遂行を補佐すること。	
<u>設</u>	食セン	(2) 分掌事務の企画立案、推進計画の策定、進行管	
	<u>ター長</u>	理及び事務改善並びに課の統括に関すること。	
	館長	(3) 所属職員の能力開発及び育成に関すること。	
		(4) 部内の課及び市長部局の課等相互間の連絡及び	
		調整に関すること。	
		(5) その他課の分掌事務を掌理すること。	
係等	室長	上司の命を受けて、職員を指揮監督し、所掌事務を処	
附属施	係長	理する。	
設	<u>園長</u>		
	所長		

改正前

2 必要に応じて次のとおり長等を置き、職務の欄に掲げる職務を行うものとす 2 必要に応じて次のとおり長等を置き、職務の欄に掲げる職務を行うものとす る。

組織	長等	職務
部	参事	上司の命を受けて、特定事務を処理する。
課等	副参事	上司の命を受けて、特定事務を処理する。
		課長を補佐し、その命を受けて課等の事務を処理 する。

(主管課)

第4条 部内の企画調整を図るため、学校教育課を主管課として置く。 (組織の特例)

させることができる。

(関連事務等)

するものとする。

(学校教育課)

改正後

- 第7条 学校教育課の事務分掌は、おおむね次に掲げるとおりとする。
 - (1) 教育委員会の会議に関すること。
 - (2) 教育委員会の条例、規則、規程等の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 教育委員会に対する請願及び陳情に関すること。
 - (4) 事務局及び学校その他の教育機関等の職員(県費負担教職員を除く。) の任免、給与及び服務等に関すること。
 - (5) 県費負担教職員の任免、給与、服務及び福利厚生に関すること。
 - (6) 公印の管理に関すること。
 - (7) 文書の収受、発送、整理、保管に関すること。
 - (8) 学校教育の振興に関すること。
 - (9) 就学、入学、転退学に関すること。
 - (10) 学校保健に関すること。

こども幼稚園課へ

- (11) 通学区域、通学路及びスクールバスに関すること。
- (12) 就学援助、就学奨励その他育英奨学に関すること。
- (13) 教育用図書の配布に関すること。
- (14) 教育施設の維持管理に関すること。

学校給食課へ

- (15) 部内の予算、実施計画の調整に関すること。
- (16) 部内の事務事業の進行管理及び管理改善の調整に関すること。
- (17) 部内の企画調整及び庶務に関すること。
- (18) その他部内の他課に属さないこと。
- とおりとする。
- (1) 学校教育の基本方針に関すること。
- (2) 教育課程に関すること。
- (3) 学校運営に関すること。
- (4) 特別支援教育に関すること。

子ども家庭支援課へ

- 3 学校教育課に次に掲げる附属施設を置く。

改正前

- 第7条 学校教育課の事務分掌は、おおむね次に掲げるとおりとする。
 - (1) 教育委員会の会議に関すること。
 - (2) 教育委員会の条例、規則、規程等の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 教育委員会に対する請願及び陳情に関すること。
 - (4) 事務局及び学校その他の教育機関等の職員(県費負担教職員を除く。) の任免、給与及び服務等に関すること。
 - (5) 県費負担教職員の任免、給与、服務及び福利厚生に関すること。
 - (6) 公印の管理に関すること。
 - (7) 文書の収受、発送、整理、保管に関すること。
 - (8) 学校教育の振興に関すること。
 - (9) 就学、入学、転退学に関すること。
 - (10) 学校保健に関すること。
 - (11) 穂髙幼稚園の管理・運営に関すること。
 - (12) 通学区域、通学路及びスクールバスに関すること。
 - (13) 就学援助、就学奨励その他育英奨学に関すること。
 - (14) 教育用図書の配布に関すること。
 - (15) 教育施設の維持管理に関すること。
 - (16) 学校給食の運営に関すること。
 - (17) 学校給食施設の維持管理に関すること。
 - (18) 部内の予算、実施計画の調整に関すること。
 - (19) 部内の事務事業の進行管理及び管理改善の調整に関すること。
 - (20) 部内の企画調整及び庶務に関すること。
 - (21) その他部内の他課に属さないこと。
- 2 学校教育課に教育指導室を附置し、分掌させる事務は、おおむね次に掲げる2 学校教育課に教育指導室を附置し、分掌させる事務は、おおむね次に掲げる とおりとする。
 - (1) 学校教育の基本方針に関すること。
 - (2) 学校運営に関すること。
 - (3) 特別支援教育に関すること。
 - (4) 教育相談に関すること。
 - 3 学校教育課に次に掲げる附属施設を置く。
- (1) 安曇野市学校設置条例(平成17年安曇野市条例第224号)に規定する小 (1) 安曇野市学校設置条例(平成17年安曇野市条例第224号)に規定する小

(2) 要素野市教育支援センター条例(平成17年安曇野市条例第223号)に規定する安曇野市適応指導教室 (学校給食課) 第8条 学校給食課) 第8条 学校給食課の事務分学は、次に掲げるとおりとする。 (1) 学校給食施設の機関施設を置く。 (2) 学校給食産業の事務分学は、次に掲げるとおりとする。 (1) 学校給食産業の財展施設を置く。 (2) 生産学者指進に関すること。 (2) 生産学者指進に関すること。 (3) 成人式運営に関すること。 (4) 中央公民和主事に関すること。 (5) 安曇野市地区公民和活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23 另)第2条に規定する関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (7) 公民権施設の管理運営に関すること。 (8) 旅の表示をに関すること。 (9) 中央公民和活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23 另)第2条に規定する世区公民和活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23 另)第2条に規定する世区公民和活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23 另)第2条に規定する世区公民和活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23 另)第2条に規定する世区公民和活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23 另)第2条に規定する世区公民和活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23 另)第2条に規定する世区公民和支援に関すること。 (10) 水震後子はプランに関すること。 (11) 水子が環集に関すること。 (12) 社会体育施設の整備に関すること。 (13) 社会体育施設の整備に関すること。 (14) 公民権施設の管理運営に関すること。 (15) 社会体育施設の整備に関すること。 (16) 社会体育施設の整備に関すること。 (17) 公民権施設の管理運営に関すること。 (18) 社会体育施設の整備に関すること。	改正後	改正前
(2) 安曇野市教育支援センター条例(平成17年安曇野市条例第223号)に規定する安曇野市資店指導教室 (学校給食課) 第8条 学校給食課の事務分学は、次に掲げるとおりとする。 (1) 学校給食趣と使用では関すること。 (2) 学校給食趣との解展施設を置く。 (1) 学校給食を型との解展施設を置く。 (1) 社会教育事業に関すること。 (2) 学校給食を型とター条例(平成17年安曇野市条例第228号)に規定する学校給食センター条例(平成17年安曇野市条例第228号)に規定する学校給食センター (生涯学習課) 第9条 生涯学習課の事務分学は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1) 社会教育事業に関すること。 (2) 生涯学習課の事務分学は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1) 社会教育事業に関すること。 (2) 生涯学習課の事務分学は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1) 社会教育事業に関すること。 (3) 成人式運営に関すること。 (4) 中央公民館事業に関すること。 (4) 中央公民館事業に関すること。 (5) 安曇野市地区公民館活動制助金公付規則(平成27年安曇野市規則第23号)第2条に規定する地区公民館活動制力金公付規則(平成27年安曇野市規則第23号)第2条に規定する地区公民館活動制力を公付規則(平成27年安曇野市規則第23号)第2条に規定する地区公民館支援に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (7) 公民館施設の管理選首に関すること。 (10) か無後子とラランに関すること。 (11) な無後予護設と養に関すること。 (12) 社会体育施設を管理選官に関すること。 (13) 社会体育施設を管理選官に関すること。 (14) 社会体育施設を管理選官に関すること。 (15) 社会体育施設を管理選官に関すること。 (16) 社会体育施設を管理選官に関すること。 (17) 公民館施設の管理選官に関すること。 (18) 社会体育施設を管理選官に関すること。 (19) 社会体育施設を管理選官に関すること。 (10) 社会体育施設を管理選官に関すること。 (11) 社会体育施設を管理選官に関すること。 (12) 社会体育施設を管理選官に関すること。	学校及び中学校	学校及び中学校
定する安曇野市適応指導教室 (学校給食課) 第8条 学校給食課の事務分学は、次に掲げるとおりとする。 (1) 学校給食の運営に関すること。 (2) 学校給食施設の維持管理に関すること。 (2) 学校給食施設の維持管理に関すること。 (1) 安曇野市学校給食センター (生涯学習課) 第9条 生涯学習課の事務分学は、おおむれ次に掲げるとおりとする。 (1) 社会教育事業に関すること。 (2) 生涯学習課の事務分学は、おおむれ次に掲げるとおりとする。 (1) 社会教育事業に関すること。 (2) 生涯学習課の事務分学は、おおむれ次に掲げるとおりとする。 (1) 社会教育事業に関すること。 (2) 生涯学習推進に関すること。 (3) 成人元運営に関すること。 (4) 中央公民館事業に関すること。 (5) 安曇野市地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23 号)第2条に規定する地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23 号)第2条に規定する地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23 号)第2条に規定する地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23 号)第2条に規定する地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23 号)第2条に規定するで表現に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (7) 公民館施設の管理選営に関すること。 (11) オ会体育施設の警備に関すること。 (12) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (13) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (14) 公民館施設の管理運営に関すること。 (15) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (16) 人権総数の管理運営に関すること。 (17) 公民館施設の管理運営に関すること。		<u>(2) 穂高幼稚園</u>
(学校給食課) 第8条 学校給食課の事務分学は、次に掲げるとおりとする。 (1) 学校給食がの対展施設を置く。 (2) 学校給食がの対展施設を置く。 (1) 安曇野市学校給食センター条例(平成17年安曇野市条例第228号)に規定する学校給食センター条例(平成17年安曇野市条例第228号)に規定する学校給食センター条例(平成17年安曇野市条例第228号)に規定する学校給食センター条例(平成17年安曇野市条例第228号)に規定する学校給食センター条例(平成17年安曇野市条例第228号)に規定する学校給食センター条例(平成17年安曇野市条例第228号)に規定する学校給食センター条例(平成17年安曇野市条例第228号)に規定する学校給食センター条例(平成17年安曇野市条例第228号)に規定する学校給食センター条例(平成17年安曇野市条例第228号)に規定者等と表別である。 (4) 中央公民館事業に関すること。 (4) 中央公民館事業に関すること。 (4) 中央公民館事業に関すること。 (4) 中央公民館事業に関すること。 (4) 中央公民館事業に関すること。 (5) 安曇野市地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23号)第2条に規定する地区公民館支援に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (7) 子ども・著者育成支援に関すること。 (8) 家庭教育支援に関すること。 (9) 青9年育成に関すること。 (1) 本ポーツ権選字 (1) 本学・記・プランに関すること。 (1) オポーツ接触に関すること。 (1) オポーツ接触に関すること。 (1) オポーツ接触に関すること。 (1) オポーツ接触に関すること。 (1) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (1) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (1) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (1) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (1) 社会体育施設の管理運営に関すること。	(2) 安曇野市教育支援センター条例(平成17年安曇野市条例第223号)に規	(3) 安曇野市教育支援センター条例(平成17年安曇野市条例第223号)に規
(学校給食課) 第8条 学校給食課の事務分学は、次に掲げるとおりとする。 (1) 学校給食の運営に関すること。 (2) 学校給食態とかの附属施設を置く。 (1) 安曇野市学校給食とンター (生涯学習課) 第9条 生涯学習課の事務分学は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1) 社会教育事業に関すること。 (2) 生涯学習推進に関すること。 (3) 成人式運営に関すること。 (4) 中央公民館事業に関すること。 (5) 安曇野市地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23号)第2条に規定する地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23号)第2条に規定する地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23号)第2条に規定する地区公民館支援に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (7) 子ども求確支援課へ (8) 家庭教育支援に関すること。 (7) 子ども、若者育成支援に関すること。 (9) 青少年育成に関すること。 (10) 放課後子どもブランに関すること。 (11) スポーツ推選等へ (12) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (12) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (13) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (14) 公民館施設の管理運営に関すること。 (15) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (16) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (17) 公民館施設の管理運営に関すること。 (18) などの表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表	定する 安曇野市適応指導教室	定する教育支援センター
(学校給食課) 第8条 学校給食趣の事務分単は、次に掲げるとおりとする。 (1) 学校給食金融の維持管理に関すること。 2 学校給食盤砂の維持管理に関すること。 (1) 安曇野市学校給食センター条例(平成17年安曇野市条例第228号)に規定する学校給食センター (生涯学習課) 第9条 生涯学習課の事務分単は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1) 社会教育事業に関すること。 (2) 生涯学習書に関すること。 (3) 成人式運営に関すること。 (4) 中央公民館事業に関すること。 (4) 中央公民館事業に関すること。 (5) 安曇野市地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23号)第2条に規定する地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23号)第2条に規定する地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23号)第2条に規定する地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23号)第2条に規定する地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23号)第2条に規定する地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23号)第2条に規定する地区公民館支援に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (7) 子ども・若者育成で観すること。 (1) 太宗産教育支援に関すること。 (1) 太宗を教育支援に関すること。 (1) 公民館施設の管理運営に関すること。 (1) 公民館施設の管理運営に関すること。 (1) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (1) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (1) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (1) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (1) 社会体育施設の管理運営に関すること。		(4) 安曇野市学校給食センター条例(平成17年安曇野市条例第228号)に規
### 第8条 学校給食課の事務分掌は、次に掲げるとおりとする。 (1) 学校給食施設の維持管理に関すること。 (2) 学校給食施設の維持管理に関すること。 (2) 学校給食を選べ、の附属施設を置く。 (1) 安曇野市学校給食センター条例(平成17年安曇野市条例第228号)に規定する学校給食センター (生涯学習課) ### 第9条 生涯学習課の事務分掌は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1) 社会教育事業に関すること。 (2) 生涯学習推進に関すること。 (3) 成人式運営に関すること。 (4) 中央公民館事業に関すること。 (4) 中央公民館事業に関すること。 (5) 安曇野市地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23号)第2条に規定する地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23号)第2条に規定する地区公民館支援に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (7) 子ども・著者育成支援に関すること。 (9) 青少年育成に関すること。 (1) 水ボーツ振製に関すること。 (1) 社会体育施設の警備に関すること。 (1) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (1) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (1) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (1) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (1) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (1) 社会体育施設の管理運営に関すること。		定する学校給食センター
(1) 学校給食の運営に関すること。 (2) 学校給食職設の維持管理に関すること。 (2) 学校給食職院の維持管理に関すること。 (1) 安曇野市学校給食センター条例(平成17年安曇野市条例第228号)に規定する学校給食センター (生涯学習課) 第9条 生涯学習課の事務分学は、おおむわ次に掲げるとおりとする。 (1) 社会教育事業に関すること。 (2) 生涯学習推進に関すること。 (3) 成人式運営に関すること。 (4) 中央公民館事業に関すること。 (5) 安曇野市地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23号)第2条に規定する地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23号)第2条に規定する地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23号)第2条に規定する地区公民館支援に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (7) 子ども・若者育成支援に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (7) 子ども・若者育成支援に関すること。 (1) 社会教育支援に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (7) 子ども・若者育成支援に関すること。 (1) 大震整教育支援に関すること。 (1) 大震整教育支援に関すること。 (1) 大震整教育支援に関すること。 (1) 大震を変化に関すること。 (1) 社会体育施設の整備に関すること。 (1) 社会体育施設の管理運営に関すること。	(学校給食課)	
② 学校給食應設の維持管理に関すること。 ② 学校給食應に次の附属施設を置く。 ② 学校給食應に次の附属施設を置く。 ③ 安曇野市学校給食センター (生涯学習課) 第9条 生涯学習課の事務分常は、おおむね次に掲げるとおりとする。 ③ (生涯学習課) 第8条 生涯学習課の事務分常は、おおむね次に掲げるとおりとする。 ④ (生涯学習推進に関すること。 ⑥ (4) 中央公民館事業に関すること。 ⑥ (4) 中央公民館事業に関すること。 ⑥ (4) 中央公民館事業に関すること。 ⑥ (4) 中央公民館事業に関すること。 (5) 安曇野市地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23 号)第2条に規定する地区公民館支援に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (7) 子ども家庭支援課へ (8) 家庭教育支援に関すること。 (8) 家庭教育支援に関すること。 (10) 放課後子どもプランに関すること。 (11) スポーツ振動で支援に関すること。 (12) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (13) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (14) 公民館施設の管理運営に関すること。 (14) 公民館施設の管理運営に関すること。 (14) 公民館施設の管理運営に関すること。 (14) 公民館施設の管理運営に関すること。 (14) 公民館施設の管理運営に関すること。 (15) 日本のよりに関すること。 (16) (17)	第8条 学校給食課の事務分掌は、次に掲げるとおりとする。	
② 学校給食課に次の附属施設を置く。 (1) 安曇野市学校給食センター条例(平成17年安曇野市条例第228号)に規定する学校給食センター (生涯学習課) 第9条 生涯学習課の事務分掌は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (生涯学習課の事務分掌は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1) 社会教育事業に関すること。 (2) 生涯学習推進に関すること。 (3) 成人式運営に関すること。 (3) 成人式運営に関すること。 (4) 中央公民館事業に関すること。 (3) 成人式運営に関すること。 (5) 安曇野市地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23号)第2条に規定する地区公民館支援に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (7) 子ども*素庭支援課へ 第1観光スポーツ部、スポーツ部、スポーツ部、スポーツ部の発生に関すること。 (11) 本現・フを理に関すること。 (11) 本会体育施設の整備に関すること。 (12) 社会体育施設の整備に関すること。 (12) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (13) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (14) 公民館施設の管理運営に関すること。 (14) 公民館施設の管理運営に関すること。	(1) 学校給食の運営に関すること。	
(生涯学習課) 第9条 生涯学習課の事務分常は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1) 社会教育事業に関すること。 (2) 生涯学習推進に関すること。 (3) 成人式運営に関すること。 (4) 中央公民館事業に関すること。 (5) 安曇野市地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23 号)第2条に規定する地区公民館支援に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (7) 子ども家庭支援課へ (5) 安曇野市地区公民館支援に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (7) 子ども家庭支援課へ (8) 家庭教育支援に関すること。 (9) 青少年育成に関すること。 (10) 放課後子どもプランに関すること。 (11) 公民館施設の管理運営に関すること。 (12) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (13) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (14) 公民館施設の管理運営に関すること。 (15) 安曇野市地区公民館支援に関すること。 (16) 大権教育に関すること。 (17) 子ども・若者育成支援に関すること。 (18) な保護施設の管理運営に関すること。 (19) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (19) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (10) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (11) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (12) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (14) 公民館施設の管理運営に関すること。 (15) な民館施設の管理運営に関すること。 (16) が課後子どもプランに関すること。 (17) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (18) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (19) 社会体育施設の管理運営に関すること。	(2) 学校給食施設の維持管理に関すること。	
 定する学校給食センター (生涯学習課) 第9条 生涯学習課の事務分掌は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1) 社会教育事業に関すること。 (2) 生涯学習推進に関すること。 (3) 成人式運営に関すること。 (4) 中央公民館事業に関すること。 (5) 安曇野市地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23号)第2条に規定する地区公民館支援に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (7) 公民館施設の管理運営に関すること。 (1) 社会教育事業に関すること。 (2) 生涯学習推進に関すること。 (3) 成人式運営に関すること。 (4) 中央公民館事業に関すること。 (5) 安曇野市地区公民館方数に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (7) 子ども家庭支援課へ (8) 家庭教育支援に関すること。 (9) 青少年育成に関すること。 (10) 放課後子どもプランに関すること。 (11) 社会体育施設の整備に関すること。 (12) 社会体育施設の整理運営に関すること。 (13) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (14) 公民館施設の管理運営に関すること。 	2 学校給食課に次の附属施設を置く。	
(生涯学習課) 第9条 生涯学習課の事務分学は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1) 社会教育事業に関すること。 (2) 生涯学習推進に関すること。 (3) 成人式運営に関すること。 (4) 中央公民館事業に関すること。 (5) 安曇野市地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23号)第2条に規定する地区公民館支援に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (7) 子ども*療査支援課へ (8) 家庭教育支援に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (7) 子ども*療査支援課へ (7) 公民館施設の管理運営に関すること。 (1) 社会教育事業に関すること。 (2) 生涯学習課の事務分学は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (4) 社会教育事業に関すること。 (5) 安曇野市地区公民館事業に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (7) 子ども・若者育成支援に関すること。 (8) 家庭教育支援に関すること。 (9) 青少年育成に関すること。 (1) な課金子では、関すること。 (1) な課金子では、関すること。 (1) などの事理でに関すること。 (1) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (1) 社会体育・は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	(1) 安曇野市学校給食センター条例 (平成17年安曇野市条例第228号) に規	
 第9条 生涯学習課の事務分掌は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1) 社会教育事業に関すること。 (2) 生涯学習推進に関すること。 (3) 成人式運営に関すること。 (4) 中央公民館事業に関すること。 (5) 安曇野市地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23号)第2条に規定する地区公民館法動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23号)第2条に規定する地区公民館支援に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (7) 公民館施設の管理運営に関すること。 (1) 社会教育事業に関すること。 (2) 生涯学習推進に関すること。 (3) 成人式運営に関すること。 (4) 中央公民館事業に関すること。 (5) 安曇野市地区公民館大野は関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (7) 対象後子どもプランに関すること。 (1) 大課を子もプランに関すること。 (1) 大課人に関すること。 (1) 大課人に関すること。 (1) 大器型で関すること。 (1) 大器型で関すること。 (1) 大器型で関すること。 (1) 大器型に関すること。 (1) 大器型で関すること。 (1) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (1) 公民館施設の管理運営に関すること。 (1) 公民館施設の管理運営に関すること。 	定する学校給食センター	
 第9条 生涯学習課の事務分掌は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1) 社会教育事業に関すること。 (2) 生涯学習推進に関すること。 (3) 成人式運営に関すること。 (4) 中央公民館事業に関すること。 (5) 安曇野市地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23号)第2条に規定する地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23号)第2条に規定する地区公民館支援に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (7) 公民館施設の管理運営に関すること。 (1) 社会教育事業に関すること。 (2) 生涯学習推進に関すること。 (3) 成人式運営に関すること。 (4) 中央公民館事業に関すること。 (5) 安曇野市地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23号)第2条に規定する地区公民館支援に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (7) 対・若者育成支援に関すること。 (9) 育少年育成に関すること。 (11) スポーツ振興に関すること。 (12) 社会体育施設の整備に関すること。 (13) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (14) 公民館施設の管理運営に関すること。 (14) 公民館施設の管理運営に関すること。 		
(1) 社会教育事業に関すること。 (2) 生涯学習推進に関すること。 (3) 成人式運営に関すること。 (4) 中央公民館事業に関すること。 (5) 安曇野市地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23 号)第2条に規定する地区公民館支援に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (7) 子ども家庭支援課へ (7) 公民館施設の管理運営に関すること。 (1) 社会教育事業に関すること。 (2) 生涯学習推進に関すること。 (3) 成人式運営に関すること。 (4) 中央公民館事業に関すること。 (5) 安曇野市地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23 号)第2条に規定する地区公民館支援に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (7) 子ども・若者育成支援に関すること。 (1) 水課後子どもプランに関すること。 (1) 水課後子どもプランに関すること。 (1) 水課後子どもプランに関すること。 (1) 水ポーツ振興に関すること。 (1) 社会教育事業に関すること。 (1) 社会教育を選出を関すること。 (1) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (1) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (1) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (1) 社会体育施設の管理運営に関すること。	(生涯学習課)	(生涯学習課)
(2) 生涯学習推進に関すること。 (3) 成人式運営に関すること。 (4) 中央公民館事業に関すること。 (5) 安曇野市地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23 号)第2条に規定する地区公民館支援に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (7) 子ども・若者育成支援に関すること。 (8) 家庭教育支援に関すること。 (9) 青少年育成に関すること。 (1) 水課後子どもプランに関すること。 (1) 水課後子どもプランに関すること。 (1) 水課後子どもプランに関すること。 (1) 水課後子どもプランに関すること。 (1) 水課後子どもプランに関すること。 (1) 水課後子どもプランに関すること。 (1) 水理後に関すること。 (1) 水理後に関すること。 (1) 水理後に関すること。 (1) 水理後に関すること。 (1) 水理後に関すること。 (1) 水理後に関すること。 (1) 水理を育施設の管理運営に関すること。 (1) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (1) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (1) 社会体育施設の管理運営に関すること。	第9条 生涯学習課の事務分掌は、おおむね次に掲げるとおりとする。	第8条 生涯学習課の事務分掌は、おおむね次に掲げるとおりとする。
(3) 成人式運営に関すること。 (4) 中央公民館事業に関すること。 (5) 安曇野市地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23 号)第2条に規定する地区公民館支援に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (7) 子ども家庭支援課へ (8) 家庭教育支援に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (7) 子ども・若者育成支援に関すること。 (8) 家庭教育支援に関すること。 (9) 青少年育成に関すること。 (10) 放課後子どもプランに関すること。 (11) スポーツ振興に関すること。 (12) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (13) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (14) 公民館施設の管理運営に関すること。	(1) 社会教育事業に関すること。	(1) 社会教育事業に関すること。
(4) 中央公民館事業に関すること。 (5) 安曇野市地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23 号)第2条に規定する地区公民館支援に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (7) 子ども家庭支援課へ (4) 中央公民館事業に関すること。 (5) 安曇野市地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23 号)第2条に規定する地区公民館支援に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (7) 子ども・若者成支援に関すること。 (8) 家庭教育支援に関すること。 (9) 青少年育成に関すること。 (10) 放課後子どもプランに関すること。 (11) スポーツ振興に関すること。 (12) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (13) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (14) 公民館施設の管理運営に関すること。	(2) 生涯学習推進に関すること。	(2) 生涯学習推進に関すること。
(5) 安曇野市地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23 号)第2条に規定する地区公民館支援に関すること。 (6)人権教育に関すること。 (7)子ども・若者育成支援に関すること。 (7)子ども・若者育成支援に関すること。 (8)家庭教育支援に関すること。 (8)家庭教育支援に関すること。 (9)青少年育成に関すること。 (10)放課後子どもプランに関すること。 (11)スポーツ振興に関すること。 (12)社会体育施設の整備に関すること。 (13)社会体育施設の管理運営に関すること。 (14)公民館施設の管理運営に関すること。	(3) 成人式運営に関すること。	(3) 成人式運営に関すること。
	(4) 中央公民館事業に関すること。	(4) 中央公民館事業に関すること。
(6) 人権教育に関すること。	(5) 安曇野市地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23	(5) 安曇野市地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23
イン 子ども家庭支援課へ (7) 子ども・若者育成支援に関すること。 (8) 家庭教育支援に関すること。 (9) 青少年育成に関すること。 (10) 放課後子どもプランに関すること。 (11) スポーツ振興に関すること。 (11) スポーツ振興に関すること。 (12) 社会体育施設の整備に関すること。 (13) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (14) 公民館施設の管理運営に関すること。	号) 第2条に規定する地区公民館支援に関すること。	号)第2条に規定する地区公民館支援に関すること。
そども家庭支援課へ (8) 家庭教育支援に関すること。 (9) 青少年育成に関すること。 (10) 放課後子どもプランに関すること。 (11) スポーツ振興に関すること。 (11) スポーツ振興に関すること。 (12) 社会体育施設の整備に関すること。 (13) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (14) 公民館施設の管理運営に関すること。	(6) 人権教育に関すること。	(6) 人権教育に関すること。
(9) 青少年育成に関すること。 (10) 放課後子どもプランに関すること。 (11) スポーツ振興に関すること。 (12) 社会体育施設の整備に関すること。 (13) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (14) 公民館施設の管理運営に関すること。		(7) 子ども・若者育成支援に関すること。
(10) 放課後子どもプランに関すること。	子ども家庭支援課へ	(8) 家庭教育支援に関すること。
(10) 放課後子どもプランに関すること。]	(9) 青少年育成に関すること。
Aポーツ推進課へ (12) 社会体育施設の整備に関すること。		
Aポーツ推進課へ (12) 社会体育施設の整備に関すること。	★〒毎東ラポールサ	L (11) スポーツ振興に関すること <u>。</u>
(13) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (13) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (14) 公民館施設の管理運営に関すること。		
	(7) 公民館施設の管理運営に関すること。	(14) 公民館施設の管理運営に関すること。
	(8) 公民館講座等の開催に関すること。	

改正後

- (9) 公民館体育大会に関すること。
- (10) 文化祭開催に関すること。
- (11) 地域づくり事業等の支援に関すること。
- (12) 学校施設使用に関すること。
- (13) その他、地域の社会教育及び社会体育の推進に関すること。
- 2 生涯学習課に次に掲げる附属施設を置く。
- (1) 安曇野市公民館条例(平成18年安曇野市条例第22号)に規定する公民館
- (2) 安曇野市人権教育集会所条例(平成17年安曇野市条例第236号)に規定 する人権教育集会所

商工観光スポーツ部 スポーツ推進課へ

子ども家庭支援課へ

(文化課)

第10条 文化課の事務分掌は、おおtvね次に掲げるとおりとする。

- (1) 文化振興計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 文化芸術の振興に関すること。
- (3) 文化財の保護、保存及び活用に関すること。
- (4) 市誌編纂に関すること。
- (5) 歴史的価値ある公文書に関すること。
- (6) 図書館基本計画策定及び進捗管理に関すること。
- (7) 図書館活動の企画及び調査に関すること。
- (8) 関連団体との連絡調整に関すること。
- (9) 所管する附属施設に関すること。
- | 2 文化課に新市立博物館準備室を附置し、分掌させる事務は、おおむね次に掲2 文化課に新市立博物館準備室を附置し、分掌させる事務は、おおむね次に掲 げるとおりとする。
 - (10) 新市立博物館建設に関すること。
 - (11) 資料等の展示に関すること。
- 2 文化課に次に掲げる附属施設を置く。
- (1) 安曇野市博物館条例(平成18年安曇野市条例第28号)に規定する博物館、 美術館及び記念館
- (2) 安曇野市郷土資料館条例(平成18年安曇野市条例第29号)に規定する郷 (2) 安曇野市郷土資料館条例(平成18年安曇野市条例第29号)に規定する郷 十資料館

改正前

- (16) 公民館体育大会に関すること。
- (17) 文化祭開催に関すること。
- (18) 地域づくり事業等の支援に関すること。
- (19) その他、地域の社会教育及び社会体育の推進に関すること。
- 2 生涯学習課に次に掲げる附属施設を置く。
- (1) 安曇野市公民館条例(平成18年安曇野市条例第22号)に規定する公民館
- (2) 安曇野市人権教育集会所条例(平成17年安曇野市条例第236号)に規定 する人権教育集会所
- (3) 安曇野市体育施設条例(平成18年安曇野市条例第26号)に規定する体育
- (4) 黒沢洞合自然公園

(文化課)

- **第9条** 文化課の事務分掌は、おおかね次に掲げるとおりとする。
 - (1) 文化振興計画の策定及び進捗管理に関すること。
 - (2) 文化芸術の振興に関すること。
 - (3) 文化財の保護、保存及び活用に関すること。
 - (4) 市誌編纂に関すること。
 - (5) 歴史的価値ある公文書に関すること。
 - (6) 図書館基本計画策定及び進捗管理に関すること。
 - (7) 図書館活動の企画及び調査に関すること。
 - (8) 関連団体との連絡調整に関すること。
 - (9) 所管する附属施設に関すること。
- げるとおりとする。
- (1) 新市立博物館建設に関すること。
- (2) 資料等の展示に関すること。
- 3 文化課に次に掲げる附属施設を置く。
- (1) 安曇野市博物館条例(平成18年安曇野市条例第28号)に規定する博物館、 美術館及び記念館
- 十資料館

改正後	
(3) 飯沼飛行士記念館	(3) 飯沼飛行士記念館
(4) 穂高陶芸会館	(4) 穂高陶芸会館
(5) 貞享義民記念館	(5) 貞享義民記念館
(6) 臼井吉見文学館	(6) 臼井吉見文学館
(7) 安曇野市穂高鐘の鳴る丘集会所	(7) 安曇野市穂高鐘の鳴る丘
(8) 安曇野市文書館	(8) 安曇野市文書館
(9) 安曇野市図書館条例(平成18年安曇野市条例第23号)に規定する図書館	(9) 安曇野市図書館条例(平
(10) 安曇野市交流学習センター条例(平成21年安曇野市条例第12号)に規定	(10) 安曇野市交流学習センタ
する交流学習センター	する交流学習センター
(11) 安曇野市明科学習館	(11) 安曇野市明科学習館
<u>(子ども家庭支援課)</u>	
第11条 子ども家庭支援課の分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。	
(1) 子どもに関する施策の調査研究及び総合調整に関すること。	
(2)子ども・子育て支援事業計画に関すること。	
(3) 児童館の管理運営に関すること。	
(4) 児童クラブに関すること。	
(5) 要保護児童対策に関すること。	
<u>(6) 児童手当、児童扶養手当等に関すること。</u>	
<u>(7) 児童遊園に関すること。</u>	
(8) ファミリーサポート事業に関すること。	
(9) 児童福祉、母子福祉、寡婦福祉及び父子福祉に関すること。	
<u>(10) 女性保護に関すること。</u>	
(11) ひとり親家庭等の自立支援に関すること。	
(12) 児童福祉施設 (認定こども園を除く。) の整備等に関すること。	
<u>(13) 教育相談に関すること。</u>	
<u>(14) 障害児の相談等に関すること。</u>	
(15) 子ども・若者育成支援に関すること。	
(16) 家庭教育支援に関すること。	
(17) 青少年育成に関すること。	
(18) 放課後子どもプランに関すること。	
(19) <u>所管する附属施設に関すること。</u>	
2 子ども家庭支援課に次に掲げる附属施設を置く。	

- 改正前
- **丘集会所**
- P成18年安曇野市条例第23号)に規定する図書館
- ター条例(平成21年安曇野市条例第12号)に規定

改正後 (1) 安曇野市児童館条例(平成17年安曇野市条例第103号)に規定する児童 館 (2) 安曇野市教育支援センター条例(平成17年安曇野市条例第223号)に規

- (3) 真々部児童遊園
- (4) 黒沢洞合自然公園
- (こども園幼稚園課)

第12条 こども園幼稚園課の分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 公立認定こども園の管理運営に関すること。

定する教育支援センター安曇野市教育相談室

- (2) 穂高幼稚園の管理・運営に関すること。
- (3) 幼児期の教育・保育に関すること。
- (4) 保育関係団体に関すること。
- (5) 所管する附属施設に関すること。
- 2 こども 関幼稚園課に次に掲げる 附属施設を置く。
- (1) 安曇野市立認定こども闌条例(平成28年安曇野市条例第36号)に規定 する認定こども園
- (2) 穂高幼稚園

(会計年度任用職員)

第13条 事務局、施設又は機関に、必要に応じて、会計年度任用職員を置くこと**第10条** 事務局、施設又は機関に、必要に応じて、会計年度任用職員を置くこと ができる。

(削除)

以下は別途 決裁規程を制定する

(削除)

(会計年度任用職員)

ができる。

改正前

(教育長の職務の代行者等)

第11条 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、安曇野市事務決 裁規程(平成17年安曇野市訓令第2号。以下「決裁規程」という。)第11条の 規定を適用し、その代決に係る事務を処理するものとする。

(部長の専決事項)

- 第12条 部長は、決裁規程に定める部長共通専決事項のほか、次に掲げる事項を 専決することができる。
 - (1) 重要な事項(特に重要なものを除く。)に関する申請、照会、報告、回 答、通知及び進達に関すること。
 - (2) 事務局における行政資料の調査及び企画に関すること。
 - (3) 部長会議に提出する議案に関すること。

改正後	改正前
	(4) 会計年度任用職員の採用に関すること。
	(5) 所属課長(相当職にある者を含む。)の年次有給休暇並びに所属職員の
	病気休暇、特別休暇及び介護休暇に関すること。
	(6) 学校長の市外出張に関すること。
	(7) 所属職員の出張に関すること。
	(8) 学校長の休暇、職務に専念する義務の免除及び欠勤に関すること。
	(課長の専決事項)
(削除)	第13条 課長は、決裁規程に定める課長共通専決事項のほか、次に掲げる事項を
	専決することができる。
	(1) 課長及び学校給食センター長の共通専決事項は、次のとおりとする。
	ア 所管に属する公印の保管に関すること。
	イ 公簿の閲覧及び証明に関すること。
	ウ 所属職員の事務分掌に関すること。
	エ 所属職員の年次有給休暇に関すること。
	オ 所属職員の時間外勤務、特殊勤務及び週休日の振替等に関すること。
	カ 軽易な公告に関すること。
	キ 登記及び登録の手続に関すること。
	ク 軽易又は定例に属する申請、届出、照会、通知、報告、回答、経由及び
	進達等に関すること。
	ケーアからクまでに準ずる軽易な事務処理に関すること。
	(2) 学校教育課長の専決事項は、所管公用自動車の管理に関することとす
	る。
	(3) 生涯学習課長の専決事項は、次のとおりとする。
	ア 社会教育施設 <u>、社会体育施設</u> の管理に関すること。
	<u>イ 学校施設の夜間照明灯の管理に関すること。</u>
	(4) 文化課長の専決事項は、附属施設の管理に関することとする。
(その他)	(その他)
<u>第14条</u> 教育委員会の公文例並びに事務局の職員の事務処理及び服務	客について <mark>第14条</mark> 教育委員会の公文例並びに事務局の職員の事務処理及び服務について
は、別に定めるもののほか、市長部局の例による。	は、別に定めるもののほか、市長部局の例による。
附則	附則
この規則は、平成17年10月1日から施行する。	この規則は、平成17年10月1日から施行する。
附 則(平成18年2月1日教委規則第1号)	附 則(平成18年2月1日教委規則第1号)

改正後 改正前 この規則は、公布の日から施行する。 この規則は、公布の日から施行する。 附 則(平成18年3月29日教委規則第3号) 附 則(平成18年3月29日教委規則第3号) この規則は、平成18年4月1日から施行する。 この規則は、平成18年4月1日から施行する。 附 則(平成18年11月21日教委規則第28号) 附 則(平成18年11月21日教委規則第28号) この規則は、平成18年12月1日から施行する。 この規則は、平成18年12月1日から施行する。 附 則(平成18年12月21日教委規則第29号) 附 則(平成18年12月21日教委規則第29号) この規則は、平成19年1月1日から施行する。 この規則は、平成19年1月1日から施行する。 附 則(平成19年3月23日教委規則第1号) 附 則(平成19年3月23日教委規則第1号) この規則は、平成19年4月1日から施行する。 この規則は、平成19年4月1日から施行する。 附 則(平成19年6月29日教委規則第8号) 附 則(平成19年6月29日教委規則第8号) この規則は、公布の日から施行する。 この規則は、公布の日から施行する。 附 則(平成20年3月26日教委規則第3号) 附 則(平成20年3月26日教委規則第3号) この規則は、平成20年4月1日から施行する。 この規則は、平成20年4月1日から施行する。 附 則(平成20年11月21日教委規則第10号) 附 則(平成20年11月21日教委規則第10号) この規則は、公布の日から施行する。 この規則は、公布の日から施行する。 附 則(平成21年12月24日教委規則第6号) 附 則(平成21年12月24日教委規則第6号) この規則は、公布の日から施行する。 この規則は、公布の日から施行する。 附 則(平成23年1月23日教委規則第1号) 附 則(平成23年1月23日教委規則第1号) この規則は、平成23年2月11日から施行する。 この規則は、平成23年2月11日から施行する。 附 則(平成23年3月24日教委規則第2号) 附 則(平成23年3月24日教委規則第2号) この規則は、平成23年4月1日から施行する。 この規則は、平成23年4月1日から施行する。 附 則(平成24年3月30日教委規則第1号) 附 則(平成24年3月30日教委規則第1号) この規則は、平成24年4月1日から施行する。 この規則は、平成24年4月1日から施行する。 附 則(平成26年2月6日教委規則第4号) 附 則(平成26年2月6日教委規則第4号) この規則は、平成26年4月1日から施行する。 この規則は、平成26年4月1日から施行する。 附 則(平成27年3月25日教委規則第7号抄) 附 則(平成27年3月25日教委規則第7号抄) (施行期日) (施行期日) 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。 附 則(平成27年4月24日教委規則第11号) 附 則(平成27年4月24日教委規則第11号) この規則は、公布の日から施行する。 この規則は、公布の日から施行する。 附 則(平成27年7月23日教委規則第12号) 附 則(平成27年7月23日教委規則第12号) この規則は、公布の日から施行する。 この規則は、公布の日から施行する。

改正後	改正前
附 則(平成28年3月25日教委規則第8号)	附 則(平成28年3月25日教委規則第8号)
この規則は、平成28年4月1日から施行する。	この規則は、平成28年4月1日から施行する。
附 則(平成30年3月28日教委規則第3号)	附 則(平成30年3月28日教委規則第3号)
この規則は、平成30年4月1日から施行する。	この規則は、平成30年4月1日から施行する。
附 則(平成31年3月29日教委規則第13号)	附 則(平成31年3月29日教委規則第13号)
この規則は、平成31年4月1日から施行する。	この規則は、平成31年4月1日から施行する。
附 則(令和2年2月5日教委規則第1号)	附 則(令和2年2月5日教委規則第1号)
この規則は、令和2年4月1日から施行する。	この規則は、令和2年4月1日から施行する。
附 則(令和3年3月29日教委規則第4号)	附 則(令和3年3月29日教委規則第4号)
この規則は、令和3年4月1日から施行する。	この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第3号	教育部 学校教育課
令和4年1月27日提出	(課長)沖 雅彦 (担当)矢花幸恵

タイトル	安曇野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する				
	程の一部改正について				
決定を要する事項の内容	規則の一部改正に伴う協議				
要旨	市の組織改編案に伴い補助執行させる事務を見直すもの。				
	■主な改正内容				
	1 組織改編に伴い次の事務の補助執行を廃止する。・穂高幼稚園の管理・運営に関すること・私立幼稚園に関すること・家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開催に関すること。				
	2 新旧対照表 別紙のとおり				
説明					

改正後 改正前

(趣旨)

づき、安曇野市教育委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務の一 部を市長の補助機関である職員に補助執行させることについて、必要な事項を定 めるものとする。

(補助執行事務)

第2条 委員会は、別表に掲げる事務の一部を同表に掲げる職員に補助執行させる ものとする。

附則

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成24年12月26日教委訓令第1号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日教委訓令第4号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日教委訓令第2号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日教委訓令第3号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日教委訓令第1号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月15日教委訓令第1号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日教委訓令第1号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基|第1条 この規程は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基 づき、安曇野市教育委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務の一 部を市長の補助機関である職員に補助執行させることについて、必要な事項を定 めるものとする。

(補助執行事務)

第2条 委員会は、別表に掲げる事務の一部を同表に掲げる職員に補助執行させる ものとする。

附則

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成24年12月26日教委訓令第1号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日教委訓令第4号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日教委訓令第2号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日教委訓令第3号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日教委訓令第1号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月15日教委訓令第1号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日教委訓令第1号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

	改正後	改正前				
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)				
補助執行させる事務	補助執行させる職員	補助執行させる事務	補助執行させる職員			
安曇野市児童生徒転入転出事務取扱 規程(平成17年安曇野市教育委員会	福祉部長及び福祉部子ども支援課の職員市民生活部長及び市民生活部市民課の職員	穂高幼稚園の管理・運営に関する こと。 私立幼稚園に関すること。	温祉部長及び福祉部子ども支援課の職員			
告示第9号)の規定による学齢児童 及び生徒の安曇野市立学校への転入	市民生活部穂高地域課の職員市民生活部三郷地域課の職員	安曇野市児童生徒転入転出事務取扱 規程(平成17年安曇野市教育委員会	市民生活部長及び市民生活部市民課の職員			
学に関すること。ただし、通学区域 以外への就学の場合を除く。	市民生活部堀金地域課の職員	告示第9号)の規定による学齢児童 及び生徒の安曇野市立学校への転入	市民生活部穂高地域課の職員市民生活部三郷地域課の職員			
	市民生活部明科地域課の職員	学に関すること。ただし、通学区域	市民生活部堀金地域課の職員			
		以外への就学の場合を除く。	市民生活部明科地域課の職員			
		家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開催に関する こと。	福祉部長及び福祉部子ども支援課の職員			
			<u> </u>			

議案第4号	教育部 各課
令和4年1月27日提出	

タイトル	共催・後援依頼について					
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議					
要旨	文化課 共催 2件 後援 1件 (詳細 別紙)					

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】

(定義)

- 第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
 - (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
 - (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

(審査基準)

- 第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。
 - (1) 国又は地方公共団体
 - (2) 学校又は学校の連合体
- 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。
 - (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
 - (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
 - (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
 - (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
 - (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
 - (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

(教育長の専決範囲)

- 第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。
 - (1) 前条第1項に規定する行事
 - (2) 過去に教育委員会が承認した行事(団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。)
- ※ <u>議案第1号</u>の共催・後援依頼に関わる申請書は、個人又は法人に係る情報が記載 されているため、非公開といたします。

教育部 文化課 共催・後援台帳(令和3年度1月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請	者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理庫認	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R2	R1	H30	所管課意見
56 12	2月28日	文化	安曇野さんぽ市	安曇野さんぽ市実行委員会	実行委員長 古畑 委子	安曇野さ 実 ま 行 委 員	共催	安曇野が誇るべき手仕 事を、市民をはじめ、こ の地を訪れる方々に積 極的に普及させ、市民 同士が楽しく交流する 場として広く定着させた い。	12 月 21 日	令和4年5 月20日 (金)、21日 (土)、22日 (日) 時間はいず れも10:00 ~17:00			∴ □==-1+-	が、手づくり品の展 示・販売・ワーク	作家・職人・一般市民が制作した手づくり品の展示・販売・ワークショップ。 入場料:無料	0	0	0	取扱基準第3条 第2項により可
57 1	月4日	文化	公共ホール音楽 活性化アウトリー チフォーラム事ン 長野セッションガ ラコンサート	一般財団法人長野県文化振興事業団	長野県松本 文化会館 館長 金井 貞徳	一団長文興団セホ般法野化事やインリカルのは、一世をはいません。	援	安曇野市で事業を実施しており、多くの方にご来場いただくため。	12 月 28 日	令和4年2 月26日 (土)14:00 開演			キッセイ文化 ホール(長野 県松本文化会館)中ホール	と演奏会を実施する「公共ホール音楽活性化アウトリーチフォーラム事業 長野セッション」を行っている。その一環として6市村に派遣さ	入場料 -一般:1,000円 -U-25:500円 -小中学生無料			_	取扱基準第3条 第2項により可
58 1	月12日	文化	春休み、梯剛之 「子どもに伝える クラシック」鑑賞会	梯剛之安曇野応援団	宮下 克彦	梯剛之 安曇援団	#	環境の整った市の施設で、梯剛之さんの「子どもに伝えるクラシック」 演奏を聴くことは、子どもたちの情操教育に大きな効果が期待できる。	1月11日	令和4年3 月21日 (月)午前 11時~正 午			穂高交流学習 センターみら い多目的交流 ホール	いる盲目の天才ピアニスト梯剛之さんの演奏を鑑賞することにより、音楽の素晴らしさと梯剛之	梯さんの「子どもに伝えるクラシック」でショパンやモーツアルトの「子犬のワルツ」や「トルコ行進曲」などの演奏を聴く。 入場料:無料対象:安曇野市内の小中学生	1	ı		取扱基準第3条 第2項により可

【教育委員会定例会提出資料】

報告第2号	教育部 学校教育課
令和4年1月27日提出	(課長)沖 雅彦 (教育指導員)板花 利美

タイトル	令和3年度学力向上推進委員会報告
	安曇野市情報公開条例第5条第1項5号、市、国、他の地方公 共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する 情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しく は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件として、非 公開といたします。

【教育委員会定例会提出資料】

報告第5号	教育部 学校教育課
令和4年1月27日提出	(課長)沖 雅彦 (担当係長)中村 正勝

タイトル	令和3年度 児童生徒の指定校変更及び区域外就学者
	安曇野市情報公開条例第5条第1項第2号、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、非公開といたします。

【教育委員会定例会提出資料】

報告第6号	教育部 学校教育課
令和4年1月27日提出	(課長)沖 雅彦 (担当係長)赤羽 文恵

タイトル	教育長報告
	安曇野市情報公開条例第5条第1項第2号、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、非公開といたします。

報告第3号	教育部 各課
令和4年1月27日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について							
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告							
要旨	生涯学習課 2件 文化課 1件 中止 2件 (詳細別紙)							

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】

(定義)

- 第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
 - (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
 - (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

(審査基準)

- 第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。
 - (1) 国又は地方公共団体
 - (2) 学校又は学校の連合体
- 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認 できるものに限り、共催又は後援をするものとする。
 - (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
 - (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
 - (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
 - (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
 - (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
 - (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

(教育長の専決範囲)

- 第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。
 - (1) 前条第1項に規定する行事
 - (2) 過去に教育委員会が承認した行事(団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。)

教育部 生涯学習課 共催・後援台帳(令和3年度1月定例会専決報告事項)

No	受付 日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決) 日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R R 2 1	R H 30	所管課 備	請考
52	2 R3.11.2	スポーツ 推進 当	第0回信が女芸式	信州安曇野 ハーフマラソン 実行委員会 高橋 秀生	信州安曇野ハーフマラソン実員会	│ 	広く市民の方に 周知し、多くの方 に大会に参加し ていただくため。	11 月 24 日	令和4年 (2022年)6 月5日(日)	0;	過去承認	0	1月5日	豊科南部総合 公園/新総合 体育館(ANC アリーナ)(ス タート・フィニッ シュ会場)	安曇野の自然や人の魅力を全国に発信するため、第8回信州安曇野ハーフマラソンを開催します。スポーツを通じた交流人口の拡大と地域の活性化を目的とします。	・ハーフマラソン(21.0975km) 定員:5,200人(うち市民枠500人) 第6回大会エントリー者優先権あり 参加資格:大会当日18歳以上 参加料:1人6,500円(税込) ・ファミリーラン(2km) 定員:300組600人 第6回大会エントリー者優先権あり 参加資格:大会当日18歳以上の保護者(1人)と小学生(1~2人)の2~3人組 参加料1組3,500円(小学生2人の場合は4,500円)平成27~令和3年度(第1~7回)後援承認履歴あり。	0 0		基3項第第に可準第2項第94年第2項第2項第2項第2項第2項第2項第2項第2項第2項第2項第2項第2項第2項第	
5:	3 R4.1.0	スポーツ 推進担 当	第15回長野米カップ 長野県小学生バ レーボール大会	安曇野小学生 会長 次レーボール 連盟	一法県ボ会小レ連射長レル長生ボー盟団野一協県、ル	後援	地域の児童の親睦とバレーボールによる体位の上と体力養成を図る。	1月5日	令和4年2 月6日(日)	0	過去承	0	1 月 12 日	ANCアリーナ		競技方法:男女別トーナメント方式(参加チーム数により変更あり)。全試合3セットマッチ・フリーポジション制・6人制競技規則により実施。参加料:1チーム3,000円(平成29年度に本バレーボール協会の定める6人制競技規則による)	- C) - - - - -	基条項第第に可 準第2 第2 第2 第2 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	

教育部文化課 後援台帳(令和3年度1月定例会報告事項)

N	0. 受	付日	所管	件名	申請	者	主催者	種別	申請理由	E	申請日	開	閉催日	専決	理は	承認	承認(傳決	:)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R2	R1 H	H 所管語	果意見
ţ	i5 12)	月24日	文化	安曇野屋敷林 フォーラム2022	屋敷林と歴史的まちなみプロジェクト	リーダー 場々洋介	屋敷林と歴史的 まちなみプロ ジェクト	後援	大勢の市民の参加を 希望するので、広く周 知するため。	12	月 24	日 日 午後 ら午	和4年2] 20日 (日) 	0	過去承認	O 1	2 月	引 27	日	安曇野市穂高 交流学習セン ターみらい	子どもたちへ屋敷林や景観 についての地域探求学習を 広げるため。また、一般市民 に向けた啓発を行うため。	屋敷林と景観に関する フォーラムです。基調講演 と事例発表を行います。 入場料:無料	※H24 H27 H27 に承認		取扱基準第2項及条第2項可	準第3条 ≀び第4 €により

教育部文化課 後援台帳(令和3年度1月定例会変更・中止報告事項)

No	0. 5	受付日	所 件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R2	R1	H 30	所管課 意見
4:	2 10)月12日	文化	安曇野いけばな協会 鈴木 久美子	安曇野いけばな協会	後援	生涯学習の一環並びに芸術文化の振興に寄与することを目的としている為。	10 月 12 日	令和4年 2月19日 (土)~ 2月20日 (日)	0	過去承認	0	10 月 14 日	豊科交流学習 センター きぼ う	・流派や資格に関係なく、花を愛する皆さんのいけばな 展の開催。 ・生涯学習の一環として、地域と密着した文化活動を行う。 ・花展を開催することによる仲間作りと発表の場を設ける事により個人のレベルアップを図る。本年は感染症対策に十分留意して行う。	入場料:無料 会費:1,500円 出瓶料:3,000円	_	0		取扱基 第2項第4年 り可
4	I5 10)月18日	文 (中止) 第44回わくわく キッズコンサート	「ホッと」演奏ボランティア協会	「ホッと」演奏 ボランティア協会	後援	公民館などにチラシ を置き、広くコンサー トの宣伝をしたい。	10 月 15 日	令和4年 1月17日 (月) 10:30~ 11:00	0	過去承認	0	10 月 25 日	松本市庄内地区公民館大会	子連れでコンサートに行か れない方や、小さいお子さん がいて夜のコンサートに行 かれない方の為に昼間にコ ンサートを行い、音楽に触れ て欲しい。	ヴァイオリン&ピアノデュオコンサートを開催する。 ・対象:未就園児(0~3歳程度)とその家族、その他一般の方どなたでも。 ・入場料:無料【中止理由】 新型コロナウイルス感染症が拡大し、松本市の警戒レベルが5となったため。(R4.1.18受付)	_	0	0	取扱基 第2項第3項 第2項 第2項 より可

令和3年度 事業進捗状況報告 (懸案事項等)

<学校教育課>

学校教育係

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み
就学時健康診断業務	○来年度実施日程調整依頼各学校医・学校歯科医、市内小学校へ日程調整を依頼	○来年度実施日程決定・通知
教職員健康推進事業	○カウンセリングルーム実施・1/15:会場 穂高会館○教職員健康診断 総ざらい実施	
就学援助事務	○就学援助費・新入学学用品費(事前支給分)受付開始1/12(水)~2/10(木)	○就学援助費・後期分の支給 3月上旬・新入学学用品費(事前支給分)所得等による審査後、3月下旬の支給を予定。○特別支援就学奨励費・後期分の支給 3月上旬
就学事務	○入学予定者の保護者へ「入学通知書」の発送 発送日 1/14	・異動者は随時対応
GIGA スクール	○ICT 活用支援 ・各学校の授業支援や教員向け研修等を実施 ・GIGA スクールサポーターによる各校での ICT 活用 相談 ・年度更新に向けた各種作業の整理 ○機器整備 学校と自宅等を結んだオンライン学習の環境整備の ため、経済的な理由等により通信環境が十分でない家 庭に対してモバイルルーターを貸し出す ・モバイル Wi-Fi (120 台)の入札・1/18	○機器整備 ・指導者用端末の購入準備 ○ICT 教育推進委員会 ・令和4年2月開催に向けた準備
コミュニティスクール事業	 ○地域学校協働本部連絡会準備会 12/14~12/27 豊科、穂高、明科中学校区 ○堀金地域教育関係者連絡会(中止) 1月26日 ○安曇野市コミュニティスクール事業実施要綱廃止 地域学校協働活動推進員設置要綱制定 1月21日 告示 	○安曇野市コミュニティスクール 事業運営要領、学校運営協議会 活動支援交付金交付要領の制定○堀金地域教育関係者連絡会 2月中旬○第2回地域教育協議会 2月中旬~3月中旬
学校安全支援事業	○学校安全総合支援事業・1/19 県から派遣される学校防災アドバイザーによる各学 校の児童・生徒の避難訓練や避難マニュアル等のチェ ツク。 堀金小学校①・1/19 (中止)	○第2回通学路交通安全部会・令和3年度通学路合同点検の結果報告 2月下旬

令和3年度事業進捗状況報告(懸案事項等)

生涯学習課社会教育担当

社会教育総務費事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み
社会教育委員	12月23日(木) 社会教育委員連絡協議会 安曇野市ブロック研修 「あづみの学校ミュージアム」見学(三郷小学校)	

生涯学習推進費

事業 (懸案事項)	現況	今後の取り組み
安曇野ゆかりの先輩に学ぶ 特別授業	1月19日(水) 9時~11時40分場所:市総合体育館 ANC アリーナ対象:市内小学校及び特別支援学校 6年生内容:高校生発表(豊科高校、南安曇農業高校)講演・実演 浅野博亮さん 【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止】	

人権教育推進事業

> 4 LE-104 1 JEVE 1. NO		
事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み
人権教育推進委員・人権教育指導員		1月下旬~2月上旬 地域人権教育推進協議会(書面開催) 2月15日(火) 人権教育推進委員会小委員会 2月24日(木) 人権教育推進委員・人権教育指導 員合同会議
企業人権教育推進協議会		2月8日(火)理事会

中央公民館事業費

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み
公民館長・主事会	1月11日 (火) 第10回公民館長・主事会 ・公民館使用料の減免基準の見直しについて ・令和4年度第16回公民館大会について ・公民館活動推進功労者表彰について 他	2月14日(月)第11回
公民館報		2月28日(月)校正会議
総合芸術展		2月14日(月)第4回実行委員会
公民館使用料減免基準改定	市民説明会 1月21日(金)明科公民館 1月25日(火)本庁舎 1月27日(木)三郷公民館	市民説明会 1月28日(金)・30日(日) 穂高会館 1月30日(日)豊科公民館 1月31日(月)堀金公民館

児童館運営事業 (民間委託事業)

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み
児童クラブ	令和4年度入所申請審查中(1月末頃入所決定通	
	知発送予定)	

穂高北部児童館整備事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み
穂高北部児童館整備		3月14日(月)竣工式

青少年育成環境整備事務・青少年体験事業・子ども会育成会支援事務

事業 (懸案事項)	現況	今後の取り組み
青少年センター	1月19日(水) 青少年センターだより 22号発行	2月15日(火)第3回運営委員会
青少年体験事業		2月5日(土)冬季親子体験ラボ 「スイーツを作ろう」
成人式	1月9日(日) 令和4年成人式開催 (新成人 755名)	
子ども会育成会		2月16日(水)育成会だより 30号発行

放課後子ども教室実施事業

事業 (懸案事項)	現況	今後の取り組み
わいわいランド	コロナウイルス感染警戒レベル4のため、1月 19日(水)から全小学校において中止	

豊科公民館事業

7711 - 15 delt 4 NA		
事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み
第 41 回作詞作曲コンクー	第 41 回作詞作曲コンクールの作品募集中	2月初旬
ル	応募締め切り 令和4年1月20日(木)	中島加恵先生に応募作品の審査依 頼
ICT講座	講師・日程調整中	新型コロナウィルス感染者数、警戒レベルの推移に留意し開催可否の検討も含めて事業を進める。
冬季地区対抗球技大会	スポーツ推進委員と開催の可否を審議。	
(ワンバウンドふらば~る	各地区公民館からアンケート調査を行ったとこ	
バレー)	ろ、開催を見合わせるべきとの回答が大多数を占	
	めたことからも中止を決定、12月 20日に地区公民	
	館役員ほか関係者に周知した。	
第 12 回安曇野市高校演劇 合同発表会	開催可否について学校からの連絡待ち	

豊科公民館施設管理運営事業

事業 (懸案事項)	現況	今後の取り組み
豊科公民館ホール受付	令和4年度分ホール利用申し込みの受付について 広報する。(市ホームページ、広報あづみの)	2月14日(月)から令和4年度分の 受付を開始する。

穂高公民館事業費

事業 (懸案事項)	現況	今後の取り組み
健康づくり講座	1月12日(水)から2月9日(水)まで気軽に太極拳教室を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から延期とした	
季節の料理教室		2月3日(木)に菊芋料理教室を 計画していたが、講師の体調不良 につき中止した
季節のコンサート		2月26日(土) 早春フルートコンサート
青少年講座		1月29日(土)に小学生スキー教室を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とした

ICT講座	2月3日(木)
	はじめてのスマホ教室①
	2月17日(木)
	はじめてのスマホ教室②

三郷公民館事業費

二种公氏即争果其		
事業 (懸案事項)	現況	今後の取り組み
三郷教育関係者連絡会	12月22日 (水) 小中学校・こども園・社協他教育関係者との連絡 会(2ヶ月に1回実施)	
ICT(健康長寿)講座	12月23日(木) AZU健体操教室(Zoomを使った講座) 三郷公民館講堂で講師を招き体操行い、社協デイ サービスセンター三郷へ配信し実施。	
健康づくり支援	1月1日 (土) 元日ウォーキング	
親子支援講座	1月5日(水) 冬休み書初め教室	
冬季スポーツ大会準備会	1月12日(水) 冬季スポーツ大会実施に伴い地区公民館体育部長 会議(地区対抗は中止しボッチャ大会を行う)	
生きがい講座	1月26日 (水) コーヒー教室②	
健康長寿講座		1月28日(金) 若返り体操教室① 2月4・18・25日 の合計4回実施
生きがい講座		1月30日(日) けん玉チャレンジ⑦ 2月27日(日) けん玉チャレンジ®(最終回)
生きがい講座		2月2日 (水) 料理教室②
ICT講座		2月9日(水) 初心者スマホ教室②
館長・主事会議		2月18日(金) 地区公民館長・主事会議
冬季スポーツ大会		2月20日(日) ボッチャ大会を実施予定 (公民館対抗とせず一般の方が参加)
三郷教育関係者連絡会		2月24日(木) 小中学校・こども園・社協他教育 関係者との連絡会(2ヶ月に1回 実施)

堀金公民館事業費

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み
お宝発見講座「安曇野の神のおもしろさ」	1月17日(月) 地域の歴史・文化を学ぶ講演会 定員60名	
ボッチャ講習会		2月13日(日)実施予定 冬期スポーツ大会の代替え事業

地区公民館役員会	2月17日(木)開催予定
山岳講演会「ライチョウっ てどんな鳥」	2月19日(土)実施予定 ライチョウの繁殖や保護活動につ いての講演 定員60名 堀金図書館との共同開催
お宝発見講座「岩原城」	2月21日(月)実施予定 定員60名
高齢者のためのスマホ教室	2月24日(木)実施予定 基本操作を学ぶ 定員10名

明科公民館事業費

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
明科生活・文化講座	12月24日(金) お正月の花を飾ろう 講 師 細川留美子 内 容 生花の生け方を解説 参加者 5名	2月10日(木)令和3年8月の記録的大雨における危機感共有と避難行動
スポーツ教室	1月5日(水) 月いちワンバウンドマッチ® 講師 スポーツ推進委員 内容 ワンバウンドふらば〜るバレーボール講習会 参加者 13名	2月2日(水)月いちワンバウンドマッチ [®]
いいまちサロン (共催事業)	1月14日(金) 明科の宝「にじます」の料理講習会 ~ニジマス料理の伝道師・内川享子さんから学ぶ~講師 内川享子(内川養鱒場経営)内容 絶品ニジマス料理の調理方法を解説 【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止】 1月25日(火)歴史講座 明科地域の戦国時代 ~境におかれた山城~ 講師 逸見大悟(市文化課博物館係長) 内容 戦国大名の攻防と明科地域の状況を解説	2月22日(火)明科高校生の現状 と課題
季節のコンサート	1月21日(金) 新春コンサート ~筝と尺八 初春のしらべ~ 出 演 有賀雅栄、小澤雅美穂(筝)、原靖堂(尺八) 曲 目 壱越(いちこつ)、河童百態ほか	
歴史探訪講座	1月27日(木) 明科の宝 Part10 〜近世の明科、残る村絵図〜 講 師 青木弥保(市文化課職員) 内 容 江戸時代末期まで作られていた村絵図を 通して当時の生活・文化や地域の変遷を解 説	2月24日(木)「読んでみようく ずし字」講座(明科公民館出張編) 全5回
地域食材活用講座		2月3日(木)こんにゃくづくり講 座
ICT講座		2月8日(火)スマホ活用講座(初級編)第2回〜スマホの難しさと 面白さ〜
生きがいづくり講座		2月15日 (火) 〜冬の歌声サロン〜
スポーツ大会		2月20日(日)令和3年度 あや め杯ワンバウンドマッチ

社会体育総務費

事業 (懸案事項)	現況	今後の取り組み
スポーツ推進審議会	1月18日 (火) 第5回スポーツ推進審議会 ・内 容 体育施設の減免割合の見直しについて(報告) 市民向け説明会について 【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止、 説明会終了後書面による報告】	

スポーツ推進事業費

/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /		
事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み
スポーツ教室等	○ピラティス教室 (18歳以上) 1月13日~3月17日 (毎週木) 全10回 明科公民館講堂 13名 コロナ感染警戒レベルの状況により中断・中止する場合あり	○スポーツ講習会(18 歳以上) 2月 26 日(土)午後 1 時 30 分~ 豊科交流学習センター「きぼう」 多目的交流ホール
	○松本山雅親子ふれあい教室 (小学校低学年と保護者)1月15日~3月12日(毎週土) 全9回 豊科勤労者総合スポーツ施設体育館 8組 【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中断】	
	○ファミリースポーツカフェ 『ファミリースポーツレストラン』(家族他) 1月16日(日) 堀金総合体育館 【新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期】	コロナ感染警戒レベルの状況により中止する場合あり
市民スポーツ祭	○ゲートボール競技会 1月27日(木) 堀金常念ドーム 【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止】	

社会体育施設管理費

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
体育施設管理	○豊科南社会体育館(ふれあい広場) 樹木剪定業務委託	
体育施設使用料および減免 基準改定	市民説明会 1月21日(金)明科公民館 1月25日(火)本庁舎 1月27日(木)三郷公民館	市民説明会 1月28日(金)・30日(日) 穂高会館 1月30日(日)豊科公民館 1月31日(月)堀金公民館

豊科南部総合公園管理運営事業

事業 (懸案事項)	現況	今後の取り組み
豊科南部総合公園管理運営	 ○安曇野市総合体育館(ANCアリーナ) 指定管理者による管理運営開始 令和4年1月1日~令和9年3月31日 (5年間3カ月) ○プレオープン 1月5日(水) ○グランドオープン 1月15日(土)・16日(日) 【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止】 	

令和3年度事業進捗状況報告(懸案事項等)

〈文化課〉

文化振興担当

芸術教育普及事業

事業	現 況	今後の取り組み 備 考
	令和3年度 美術館博物館年間予定表	
安曇野市美術館博	小中学生を同伴した保護者の入館料を無料とするパスポート	
物館連携事業	の発行(全児童・生徒へ配布(4/28))	
	11 月利用者数:23 人、12 月利用者数:4人	
あづみの学校	12月22日(水)・23日(木)三郷小学校 818人	
ミュージアム		
東京藝術上兴速機	2月13日(日)金管・サクソフォン・パーカッション	
東京藝術大学連携	2月27日(日)木管	
事業	対象:豊科北中学校・豊科南中学校	
+ 37.00 - 7	3月19日(土) みらい	
あづみのジュニア	新進音楽家オーディション ジュニアの部選出者によるコン	
クラシック音楽会	サート	
あづみのミュージ	安曇野市・池田町・松川村・大町市の一部の美術館・博物館	3月下旬配布開始
アムカード	等の周遊を図る。	(予定)
三郷交流学習セン	高田博厚の生き方展	
ター展示	12月8日(水)~令和4年1月13日(木)	
本庁舎4階展示	上田太郎山岳絵画展示 12月9日(木)~令和4年2月末	

文化団体補助事業

事業	現 況	今後の取り組み 備 考
ちくに生きものみ	令和4年1月21日(金)豊科東小 長峰山	
らい基金充当事業		
能楽講演会•	発表会・能楽講演会 12月11日 (土) みらい	
子ども能楽発表会	講師 青木道喜 来場者数 68 人	
主催 実行委員会	文化庁「子どものための伝統文化の体験機会回復事業」採択	
早春賦音楽祭本ス	12月12日(日)	
テージ	穂高会館講堂 来場者数 100 人	
主催 実行委員会		

指定管理施設の事業

事業	現 況	今後の耶 備	対り組み 考
	冬の常設展示(12/1~3/31)斎藤俊雄、高山晃、木村辰彦、		
豊科近代美術館	小林邦ほか		
	【貸館】安曇野市児童生徒図工作品展(1/8~1/16)		
田淵行男記念館	常設展示、高橋広平写真展(1/18~4/24)		
安曇野髙橋節郎記	常設展示		
念美術館			
穂高陶芸会館	冬季休館 (~2月末)		
飯沼飛行士記念館			

博物館係

郷土博物館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
収蔵資料整理	・収蔵庫内の民俗資料の整理新市立博物館の整備に向けて、資料の所在や破損の有無を確認。	・進捗状況に応じて、 旧三郷民俗資料館 及び旧堀金歴史民 俗資料館の資料整 理も実施する。
企画展	・友の会展覧会 (書芸、着物リメイク展) 会期: 1月15日(土)~1月30日(日)	・白鳥写真展 会期:2月5日~ 3月6日 作品募集:1月23日 まで
講座等	・こたつ講座 期日:1月15日(土)延期 1月16日に新型コロナウイルス感染症警戒レベル5に引き上げられたため、中止し、改めて開催を計画する。 ・昔の暮らし体験教室(市内小学校全10校にて実施) 1月13日に新型コロナウイルス感染症警戒レベル4に引き上げられたため、レベル3以下になるまで出前講座は行わず、希望する学校にDVD及び民具等を貸し出すこととする。	 ・こたつ講座 2月5日、2月19日、 3月5日予定分については今後の状況により開催の可否を判断する。
職員派遣等	・環境課の自然環境保護を目的とする業務への協力 ・国営アルプスあづみの公園の企画事業への協力	

			• 原稿締切
 刊行物	• 『豊科郷土博物館研究紀要	笠 o 县 l 刊 行	2月25日(金)
1111 480	*』豆件焖工将物貼切九和安	另○万』 [1]1]	•納品予定
			3月31日(木)

新市立博物館整備事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
安曇野市バーチ	・市ホームページサブサイト「安曇野市バーチャルミュージ	
ャルミュージア	アム」と Facebook ページ「安曇野市教育委員会文化課」公	
4	開 (3月1日~)	
コンパクト展示	・「困った生きもの~ぼくらの無愛想な隣人たち~」 会期: 11月25日(木)~1月24日(月) 場所:明科中学校 ・「安曇野の特産物~今昔~」 会期:11月30日(月)~1月31日(月) 場所:ほりで一ゆ~四季の郷 ・「みえる水、みえない水~安曇野を巡る地下水の秘密~」 会期:12月1日(水)~1月26日(水) 場所:穂高交流学習センター	

郷土資料館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
穂高郷土資料館		2 日 1 日 (水) みこ
穂高鐘の鳴る丘集	冬季休館(12月28日~2月28日)	3月1日 (火) から
会所		開館

貞享義民記念館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
企画展示等	・人権月間展示(人権男女共同参画課による展示) 会期:12月7日(火)〜12月24日(金)参加者:72人	・デイホーム楓作品展 会期:1月22日(土) ~2月6日(日) ・令和4年度企画公募 展の募集 募集期間: 1月25日(火) ~2月20日(日)

文書館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
		備考
重要文書等収集・整	公開資料点数 公文書 45,001 点、地域資料 42,265 点(12 月末	
理	現在) (12月新規点数/公文書0点、地域資料1,032点)	
企画展示等	・「『穂高の宝』刊行記念展示」	
	会期:1月11日(火)~3月31日(木)	
講座等		明科公民館古文書
		講座
		2月24日、3月3日、
		10日、17日、24日(木)
刊行物	・『文書館紀要 第3号』刊行	•3月納品予定。
市誌編さん	・1月31日(月)に予定していた第9回市誌編さん専門調査	・感染症の拡大状況を
	会(民俗部会)は、感染症予防のため中止する。	みながら、3月に民
	検討が必要な事項は、書面等にて協議する。	俗部会を計画する。

臼井吉見文学館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
地域資料調査	・『臼井吉見文学館 30 周年記念誌』の作成(現在校正中)	・『30 周年記念誌』は、 2月末納品予定

歷史文化遺産再発見事業(文化庁補助事業)

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
『明科の宝』『穂高 の宝』の頒布等	市内の施設で無料配布終了。市ホームページを通じて PDF 版と Webbook 版を公開。また市内各図書館で閲覧、貸出が可能。	
『豊科の宝』の刊行	・豊科地区の文化財等を題材とした冊子の執筆・編集。 ・12月1日(水)、入札執行。業者決定。	・校正3回 ・3月末日納品予定

文化財保護係

文化財保護事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み
文化財補助事業事務	無形民俗文化財の保存伝承関係、文化財防災設備保守関係、等への補助事業事務	

文化財の保全管理 等に関する事務手 続きと協議等	県宝「光久寺薬師堂」の防災設備設置について、清水地区・ 明科消防署・市による協議を実施	資金計画、業者、施工 方法等の検討を進める
「安曇野の建造物」 調査	信州大学工学部建築学科(梅干野研究室)との連携事業 ・穂高神社から各地区へ払い下げられた本殿の調査 ・古民家の記録保存	現地調査終了
文化財保護へ向けた啓発活動	いわれの地標柱等修繕事業	多田加助宅説明板補修 堀金烏川(扇町薬師堂 跡)標柱建替え ほか
文化財の無料公開	重要文化財「曽根原家住宅」・県宝「光久寺の文化財(木造日 光菩薩立像・月光菩薩立像、薬師堂)」の無料公開を実施	月一回の無料公開を実施
文化財パトロール	文化財調査委員会委員による市指定文化財のパトロールを実施	実施期間 12 月~1 月
地区の祭り実施 状況調査	令和2年度に引き続き、調査票(アンケート)の配布により、 お祭りの開催状況及び中止・縮小に至った経過の把握をすす める(調査対象:指定文化財16件、未指定16件)	12 月末に調査票配布 回収・整理中
史跡内支障木伐採	大養塚 (穂高古墳群 A-6 号墳、穂高有明) の支障木の伐採作 業を実施	令和4年2月実施予定

埋蔵文化財発掘調査事業

事業 (懸案事項)	現況	今後の取り組み
遺跡内での開発に 対しての協議及び 工事立会いの実施	一般開発・公共事業に伴う現地協議及び工事立会い	随時対応
法第 93・94 条関係 の事務	周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発が行われる際の 届出・通知受付事務	随時対応

令和3年度以降 公共事業協議	令和3年度以降に埋蔵文化財包蔵地内で計画されている公共 事業について、必要に応じ、試掘調査計画、発掘調査対応等 を担当部署と協議する	継続
埋蔵文化財 報告書作成作業	『令和2年度分試掘・立会報告』ほか2冊発掘調査報告書刊 行に向けての作業(入稿 →校正 →刊行)	

図書館係

図書館事業

四首即事未		
事業 (縣安東頂)	現 況	今後の取り組み
図書館フェスタ	期間:1月15日(土)~1月30日(日) 場所:市内図書館 ・リサイクルフェア 期間:1月15日(土)~1月23日(日) 中央図書館は1月30日(日)まで ・三郷図書館「ぱったん絵本を作ろう」 期日:1月15日(土) ・豊科図書館「プラバンでぽぽんを作ろう」 期日:1月16日(日) ・堀金図書館「おはなし会とやさしい工作」 期日:1月16日(日) ・明科図書館「野菜スタンプで図書袋を作ろう」 期日:1月22日(土) ・堀金図書館「"読書の時間"に読む本がない人、 集合!~読まない読書をしてみよう~」 期日:1月22日(土) ・中央図書館「宮下すずか講演会」 期日:1月23日(日) ・中央図書館「ビブリオトーク」 期日:1月29日(土) ・中央図書館「えいごのおはなし会」 期日:1月30日(日)	新型コロナウイルス感 染症拡大防止策により 図書館フェスタ事業 中 止 リサイクルフェア 1月15・16日のみ開催
中央図書館映画上映会	『大師匠 第一巻』 期日:1月21日(金) 場所:みらい	新型コロナウイルス感 染症拡大防止策により 中止

	紙芝居「さいわい町の四季」原画展	
中央図書館	in 安曇野市中央図書館	
原画展	期間:1月29日(土)~2月23日(水)	
	場所:みらい	

第4回安曇野市誌編さん委員会 会議概要

- 1 会議名 第4回安曇野市誌編さん委員会
- 2 日 時 令和3年12月21日(火) 午後10時00分から11時30分まで
- 3 会 場 安曇野市役所 3階 共用会議室306
- 4 出席者 小松芳郎委員長、倉石あつ子職務代理者、堀金猛委員、笹本正治委員、原明芳委員、梅干野成央委員、宮崎崇徳委員
- 5 欠席者 上角久仁夫委員
- 6 市側出席者 太田市長、橋渡教育長、山下課長、逸見係長、幅主査、青木主査、那須野係員、
- 7 公開・非公開の別 公開
- 8 傍聴人 0人 記者 0人
- 9 会議概要作成年月日 令和2年12月21日

会議事項等

○会議の概要

- 1 開会
- 2 あいさつ (橋渡教育長)
- 3 委嘱書交付
- 4 委員紹介
- 5 協議
- (1) 全体構想の確認
- 事務局
 ・『安曇野市誌』編さんの全体構想(案)及び第3回安曇野市誌編さん委員会会議概要について説明
 委員
 ・民俗部会の進行も踏まえて発言させていただく。安曇野市を構成する諸要素の中にはたくさんの項目がある。その中には民俗・歴史・自然を横断するようなテーマがある。おそらく横断するようなテーマの中に地域性が色濃く反映されていると思う。横断するテーマをどの分野でどのように扱うのか判断できない部分があると感じる。例えば建築は民俗分野や歴史分野に跨る要素を持っているし、山岳も多くの分野に関わっている。分野を横断するテーマの扱いをどうするか検討する必要がある。
- 事務局 ・現在の体制のように、各分野を単発的に進めていくと横断的なテーマを整理することは難しい。 民俗調査の中でも歴史分野の委員に見てほしい事象もあった。この辺りが分野を単発ですすめて いくことの限界と感じている。横断的なテーマの洗い出しの必要性は感じているので、各委員に 意見を伺いたい。
- 季員 ・委員の指摘は大変重要だと感じる。自治体の博物館はこうした横断的な展示ができていない。例えば、生活用品のナベ・カマ等は考古から現在まで存在しているが、展示となると年代・分野でバラバラになってしまう。時代や分野を総合的に表現する縦軸・横軸が上手く定まっていない。市誌では最低限記述すべき縦軸・横軸をはっきりしておかなくてはいけない。軸が定まっていないと民俗・歴史・考古で取り上げた共通の事項は全く違った結果になってしまう。安曇野市として何を記述したいか定めておく必要がある。分野別・時代別になると共通性がない。長野県立歴史館では令和7年度に安曇野をテーマにした企画展を開催したいと思っている。その時、例えば仏像を取り上げたとき、時代性を超えて取り上げることになる。そういった時代性を超える事象や、分野別・時代別としたときにこぼれてしまうテーマをどのように取り上げるか検討する必要がある。美術工芸などはどの分野でも問題になると思う。各分野の担当から問題になる部分をあげてもらうのが良い。
- 季員 ・先行して進んでいる民俗部会では、ほぼ民俗編のことしか考えられない。民俗・歴史・自然を総合したものは委員の意識にない。総合したものをどうするかは、『安曇野市誌』通史編1・2のような形になると思う。それは若い世代が取り組むことになるが、例えば先ほどのナベ・カマのこと、住居のこと、衣類のこと、食べ物のことを分野別で記述することには限界がある。計画表にはないが、通史編のようなものを作ることを念頭においてはどうか。市誌の総決算として位置付

けるものを必要に感じる。

季員 ・自分は考古学が専門だが、ここにある考古編のイメージは土器や石器になってしまうと思う。しかし、今は環境史の視点も大事になっている。安曇野市はしっかり遺物の化学分析も行っており、そうした成果を入れることも大切だと思う。環境史の視点を取り上げることは、しっかり事務局が管理をしてすすめてほしい。今までの原始・古代では足りない新たな視点を加えることを意識してほしい。

・ここに呼ばれているのは学校と市誌編さんをどうつなぐかということだと思う。その視点で発言させていただく。構想の中には中学生があげられている。中学生が市誌をどう使うか考えたときに2つの場面が想定される。一つは中学歴史、一つは総合的学習の時間になる。総合的な学習の時間で取り上げる安曇野の地域を知る学習には既存の自治体誌を使用する場面もあり想定があるが、中学歴史分野ではどう想定されるか。現在の中学歴史分野は、学習指導要領では中世や近世の時代観を語ることに重きが置かれている。既存の自治体誌では全体像が把握しにくく、中学生は使用しないと思う。全体像をつかめるものが中学歴史分野では必要に感じる。

・市誌をどう編さんするかではなく、出来上がった市誌をどう活用するかという視点で発言させていただく。一つはあくまでも市誌を作ることは手段であって目的ではない。出来上がった市誌を市民がどう利用するかという視点が一番重要だと考える。まとめる方法は分野別になるのは理解できるが、利用するときには分野別は使わない。寧ろ現代に至るまでにどのようなストーリーがあるかの方が重要である。子どもたちに説明するには、その時代の一部分を切り取っても理解されない。今あるものがどういう過程を経てここにあるのかという方が理解できる。市誌をどうまとめるのかという部分と、使うときに組み替えられる柔軟性があるのかという2本立てで考えないといけない。もう一つは、デジタル化については構想がまとまらないと進まないという話があったが、寧ろ逆で既存の自治体誌は文字ばかりで子どもたちに対応できない。画像や写真を活用できるようにしてほしい。既存の自治体誌で収集されたものの中でも、もうすでに使えるものを見える化する、使用できるようにしてほしい。子どもの学習もタブレットの使用が当たり前になり、文理融合で進められているので、市誌もそれを踏まえたものにしてほしい。

・コロナ禍の中、民俗部会をすすめていただいて大変感謝申し上げる。安曇野市は5町村が合併して、一つのアイデンティティが確立されていないと感じる。しかし一方で、5つを全て同じようにする必要はないと思っているが、5つがそれぞれ誇りをもって、全体として安曇野市として誇りを持てることが必要だと感じる。その中で市誌は重要なものになるので、完成まで時間はかかると思うがぜひ宜しくお願いしたい。

委員長 ・ 市誌の進行表を見ると、確かに分野ごとのまとめになる。 今、委員の皆さまから出た総合的なもの、 横断的なものはない。 総論的なものが必要という意見が出た。 総論的・ 横断的なガイドブック的なものがあって、 それぞれの分野に入っていくことも想定できる。

事務局 ・理想としては総論があり、各論がある市誌が良いというのは分かる。横断的な視点が必要ということは、民俗部会に自然分野の専門家が入ることによって新たな視点が生まれている。現状の市誌の編さん体制のように単発的に分野をスタートさせるのでは、横の連携に限界があることも感じている。今後、組織体制も含めて連携の在り方についても内部で検討していきたい。子ども編についての宮崎委員の意見については、市誌として提供する情報については誤りのないものを公表したいと考えている。また、子ども編については横断的なものが必要と考えており、専門調査会委員に作っていただくよりは寧ろ学校教員や子どもに関わる方を含めて、地域教材として生かせるものにしていきたい。例えば事務局と教育会の教員の方と進めた方が良いとも思う。この他に文化課では毎年新しい市民の方が様々な視点で利用いただける刊行物を作成している。全てを市誌で網羅することは難しいので、既存の刊行物を活用しながら情報提供を行っていきたい。刊行物だけでなく講座なども含めて総合的に対応していきたい。

委員・『安曇野風土記』は時代別や分野別ではなく、事象をまとめている刊行物である。今後は市誌と

セットで刊行していくのも良いと思う。個人的な意見では、あまり子ども用や市民用という視点に拘り過ぎると内容がおかしくなる印象がある。例えば川中島合戦のように物語になればなるほど、歴史的事実とかけ離れていく傾向がある。物語は分かりやすいので、そちらに流されてしまう。市誌は今後とも変わらない事実をしっかりと記述するものである。寧ろ市民に対して歴史活動をどのように作っていくか。市民がいかに市誌を通じて文化的に向上できるかが重要である。市誌を作って市民の文化がいかに向上するか。そこに子どもが入っているだけで、子どもだけに視点を向ければ良いということではない。

- ・市誌の中の子どもの要素をどのようにしていくか難しい問題だと思う。安曇野市教育会では小学生向けには『私たちの安曇野』を作っている。ここで中学生に向けたものを作るとき、その役割を果たすのは教育会なのか、市誌なのか、どの部分をどちらが担当するのか住み分けの必要性を感じる。住み分けの議論をしていく必要がある。
- 委員長 ・構想の中には「市民が編さんに関わる仕組みを作る」という文言がある。そうした中での組織・ 体制づくり、堀金委員が指摘された教育会との住み分け、そうした部分にもご意見いただきた い。
- ・豊科郷土博物館で勤務をしていると中学生が地域の学習で来館することもある。そうした時、例えば「安曇族は北から来たのか、南から来たのか」というような質問もされる。何を根拠にしているか聞くと穂高町誌といわれる。その後、安曇族に関する客観的な見解をいくら説明しても、一度覚えてしまった知識を塗り替えることは難しかった。市誌においては真実をいかに記述していくかが大事だと感じる。しっかりとした資料に基づく見解を示す必要がある。現在の学問的水準を維持した記述をしたい。資料の考古担当は辞めて、原始・古代にしてもらいたい。考古だとどうしても遺物だけのイメージになってしまう。
- ・各分野の担当は良いが、事務局は文書館が担うことになっている。それぞれの専門調査会からあがってくる原稿のまとめを事務局では行わないといけない。単なる事務局でなくて、全体のまとめを編さん室が担わないといけない。全体的な統括をする組織が文書館の中で置く事が求められていると思う。本格的に始まるときには場所や職員配置の問題が出てくる。文書館は文書館としての業務がある中で、全体の縦軸・横軸をまとめる編さん室を担わなくてはならない。市誌という大事業を手掛けるには文書館の中にそれなりの組織を置く必要があると感じる。
- 委員 ・民俗部会を行っていく中で、編さん室という拠り所がないことが負担となっている。会議は、どこに・何を・どうやって連絡したら良いのか不安に感じるという意見から始まっていた。担当職員の配置はぜひ行ってほしい。
- 市長 ・ 当然最後は市史編さん室が必要と思っている。相当な組織がないとできない事業であることも認識している。当面は専任の職員を就けることを考えないといけない。
- 季員 ・民俗部会を始めてみて、デジタル化については委員の中にも子ども向けに早く情報を発信したいという気持ちはある。しかし、間違ったことを拙速に発信するのはどうかとも思う。それぞれの委員が慎重になっている。この問題も資料を取りまとめる部署があると円滑に進んでいくのではないかと思っている。もう少し組織体制の変革を待ってみてはどうか。中学生が使える市誌というが、地域教材の発掘は本来教員が担うべき業務だと思う。教員の皆さんにももう少し勉強してほしい。例えば編さん委員会に出席してみるとか。教員が忙しいことは分かっているが、市誌編さん委員会や専門調査会がどのようにして、何を検討して市誌を作ろうとしているか、どう情報発信していこうとしているのかわかっていただいて、その中から中学生が使えるものって何か積極的に意見を寄せてほしい。
- ・安曇野市教育会には地域教材の発掘に力を入れている教員のグループもある。『私たちの安曇野』を立ち上げた教員のように、市誌に関わりたい、地域教材を発掘したいという方もいる。そうした方々が委員会を見たり、住み分けを検討したりしていくことができると思う。教員の中には地域教材の下地を持っている方もいるので、それを集めていくことが必要に思う。市誌に関わ

りたい教員を募集すれば、何人かは参加してくれると思う。

季員 ・ 市誌作りは人作りだと思っている。 若い人や興味のある人を積極的に専門調査会に取り込んでいく必要がある。 学問の場の雰囲気も体験してほしい。 今、想定されている専門調査会の体制だけではなく、 市誌の方向性をしっかり固めて、 どんな人材を必要としているか、 その人材に繋がるように考えていただきたい。

委員長・市民がどのような場面で市誌に関わるか考えていかなくてはいけない。

・誤解があると良くないが、私としても子ども編を曖昧なままで出してほしいと言っているわけではない。完成する子ども編が欲しいのではなくて、その途中で収集された資料で、すでに使えるものについては、安曇野市バーチャルミュージアム等を活用して早く公表してほしい。先ほど誤った情報は出せないという意見があったが、現状では既存の自治体誌にあるものをそれぞれの市民が勝手に解釈して使っている。それは誤っている場合もある。正しいものを十数年も待てない場合もあるので、その間子どもたちにどのような情報を提供するのか考えていただきたい。

(2) 民俗編の進捗状況について

事務局 ・民俗部会開催概要及び民俗編章立て案について説明

委員長 ・「民俗編 章立て案について」はあくまで資料編の章立てとのことだが、5地区それぞれにこの 章立てがあるということか。5冊に分冊するのか。

委員 ・デジタルで公開することを想定しているため、ページ数などの制限は考えていない。 5地区それ ぞれにまとめることを想定している。

・この章立てでは、どこにでもある民俗編のイメージとなる。倉石委員の意見で現在から過去に遡るという視点は面白いと感じた。ただその時はきちんと起点を入れていただきたい。これまでの民俗学は変わらないものには着目するが、変わったものには着目してこなかったように思う。時代の中でどう変化してきたか、時間距離を明確にする中で、この章立てを記述すれば新しいものができると感じた。現在の大きな課題として景観の問題がある。景観をどの分野で扱うか検討の余地はあるが、ぜひ民俗から見た景観論、集落論は入れるべきだと思う。

委員 ・なるべく期待に応えるようにしたい。民俗の資料は今まで現代から見るという視点が少なかった。写真を活用しながら、時代が分かるような書き方をしていきたい。

季員 ・どこにでもあるような民俗編ではなく、安曇野らしさが出るものを期待している。その点では構想の基本方針の中にある「諸要素の根源的な部分には安曇野市の山岳や水に代表される自然があり」とある。民俗編にも山岳や水に対応する部分ははっきりを表現される必要がある。例えば衣・食・住でも山岳や水に関する部分を意図的に入れなければ、どこでも同じものになってしまう。

・民俗部会に参加している立場から意見を述べる。民俗学の分野から現在に視点を持つことは新しい試みだと感じる。現在に着目すればするほど一般化された文化が見えてきてしまう。安曇野の固有性が見えない。一方で過去の事象ばかり見てしまうと現在が見えてこない。現在と過去の間にかなりの断絶があることを感じる。その断絶をどう記述していくのかが課題だと感じる。網羅的に調査を進めいく中で、強調すべき内容を取り上げて調査しておく必要があるとも感じている。「諸要素の根源的な部分には安曇野市の山岳や水に代表される自然があり、そこから人間の営みが始まり、文化や産業に繋がっていったことを共通認識として持ちたい」という部分を専門調査会でも意識共有していく必要がある。その部分を、編さん室体制を組んで明確にしていくのか今の内に議論していく必要があると思う。

季員 ・おそらく各分野では何を記述するか大方固まってしまっている。事務局の方から最低何をいれる のか、何を柱にするのか提示してほしい。事務局の知恵が試される。それが出来るのが安曇野市 だと思っているので、しっかり明言していただければ対応する。丁度良い本数の柱を用意してい ただきたい。

(3) 今後の進め方について

事務局 ・安曇野市誌民俗編関係事業計画 (イメージ) について説明

委員

・どこの市町村も郷土研究者が壊滅的な状況になっている。その部分に子ども編の作業部会が大きく関わってくると感じている。かつては学校教員が郷土研究者を兼ねていた。改めてそこをどう継承しながら新しい体制を考えていくのか知恵を絞るときだと思う。そういった意味で令和4年度は、教員や新しい人材を市誌編さんに取り込む体制づくりをしっかり議論する期間に宛てたらどうか。

事務局

・今の体制で安曇野市誌の編さんを進めるのは、どこかで無理が生じると考えている。組織体制や外部との協力体制を含めて検討していきたい。かつては教員を退職したら郷土史研究に進んでもらっていたが、今の教員は忙しく自己研鑽の機会が減っていることも承知している。人材がいないという反動は博物館・文書館の職員に影響を与えている。出ていくばかりでは、知識も入らないため、講座のネタに困ることもある。在野の研究者不足は肌身で感じている。いずれ編さん室体制を組む必要性は真剣に考えていきたい。市誌編さんは人作りの機会になる。文書館業務の中でも大学などの学生がもっと利用してほしいと感じる。市誌に限ったことではないが、大学生や高校生との関係が突破口になればとも考える。

委員長

・市誌の編さんもしつかりとした組織体制が必要である。

6 閉会

【教育委員会定例会提出資料】

報告第1号	教育部
令和4年1月27日提出	

タイトル	安曇野市議会 令和3年12月定例会における一般質問等について
要旨	市議会 12 月定例会の一般質問の概要等について報告する。

1 会 期 令和3年11月22日(月)~12月20日(月)

2 代表質問 令和3年12月3日(金)

3 一般質問 令和3年12月6日(月)、7日(火)、8日(水) 3日間

【代表質問】

教育委員会関係の質問に対する答弁

【政和クラブ 松枝功議員】

- ○将来的に必要と考えられるハード事業への対応が見えてこないが、財源確保も含めその 考えを伺う。
- ・子育て支援施設(児童館)について、将来的に必要と考えられる児童館の全市的な整備の考えはどうか。また、市議会の提言(児童館を、ゼロ、2歳の子どもとその家族がいつでも訪れ、安心して過ごせる場として常に開所に、子育て支援拠点施設として子育て家族が交流したり、専門家からの相談やアドバイスを受ける機能、また、必要な場合は支援の大きなネットワークにも即座につながっていく仕組みを持たせてほしいという内容)についての取扱いについて伺う

【市長】

ご質問にございました穂高北部の児童館建設につきましては、現在利用している児童館の老朽化に伴いまして、利用者の安全確保を最優先としたものであります。そのほかの必要とされる児童館の建設につきましては、今後も継続してまいりたいと考えております。

また、児童クラブにつきましては、拡充に努めた結果、令和3年度には、堀金児童クラブにおいて5年生までの受入れ、令和4年度からは、穂高北児童クラブ、堀金児童クラブにおいて、6年生までの受入れが可能になったところでございます。しかしながら、特に6年生までの拡充につきましては、運営施設の確保が大変厳しい状況になっているのも現状でございます。この課題を克服するためには、まずは既存の社会教育施設等の活用の検討も必要でございますし、財源の問題を含めて、もう一度しっかり検討して、その整備について考えてまいりたいと思っております。

令和元年10月の政策提言につきまして、私も読ませていただいております。 その提言の中の、特に、児童館等における子育て支援拠点施設の強化というところが、今回の穂高北部の児童館の建設の中のものと、ほぼ一致しているという状況も認識しております。 市議会は、その基本条例に基づきまして、調査、研究、視察等を行って、議会全体の総意での政策提言を行っていただいておりまして、その持つ意味は極めて重いと私は思っておりま

す。議員も市長も選挙によりまして市民の負託を受けたものでありまして、議会と市長が対等な立場で市政の運営を行う、その使命と責務は重大でありまして、あたかも車の両輪のようにそれぞれの使命によりまして、市民の皆様の負託に応えるべく努力をしていかなければならないと思っております。そういう意味におきまして、市といたしましても、議会からの政策提言につきましては、その趣旨を尊重し、対応を検討してまいります。 特に、財源問題をどうするかというのが大きなポイントだと思っておりまして、これは、市議会からの提言があった場合には、市として、その財源につきまして含めて検討して、対応してまいりたいというふうに考えております。

・新市立博物館について、平成27年度「新市立博物館構想」に対する評価はどうか。また、 近隣自治体で新博物館の建設が進んでいる現状を踏まえ、本市も建設財源の確保を含み、 戦略的に新市立博物館の建設を検討していく考えはないか。

【市長】

県立歴史館の笹本館長につきましては、私が県の副知事にいたときに、笹森館長に個人的に特にお願いいたしまして、歴史館の館長を務めていただきましたので、その際の、この市立博物館の建設構想についてはお聞きをしておりました。その中身につきましては、本当に評価すべきものという具合に思っております。安曇野の豊かな自然というのは、人々の歴史と、それから民俗や芸術等の文化を育む、こうした素地でございますし、多くの先人が輩出されまして、公立、私立を問わず多くの美術館、博物館、あるいは記念館、こういったものが存在するのも、安曇野の豊かな風土に裏づけられたものと考えております。その中におきまして、この構想は、博物館の活動を通じて、安曇野の文化やその魅力を再発見してもらうということで、地域の活性化や観光振興に活用し、また、市民相互の一体感をつくり上げる等の内容が盛り込まれております。このような基本的な考え方は、まさに私の目指すところと一致するものという具合に評価しております。

新市立博物館構想におきましては、その建設の時期でございますけれども、構想策定から15年から20年後、令和にいたしますと令和12年から令和17年頃を目途に、新市立博物館の建設をするということが提起されております。新市立博物館の在り方につきましては、豊かな自然とか、先人たちが培った田園、歴史、文化など、安曇野の風土に根差したものを目指したいというふうに考えております。このような博物館像を実現させるためには、統括的な基幹博物館、あるいは収蔵庫の整備がまさに必要であると考えております。ただ、これに関わる費用の問題がございまして、構想策定の目途も念頭に入れながら、財政負担に配慮しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

本当にこの市立博物館、できるとすれば私も大賛成なんですが、まさに財源の問題がございます。これは長期計画の中では、まだ、この博物館に関する財源というものは明示されておりません。したがいまして、特例債の期限はその前に切れてしまうわけでございすけれども、ふるさと納税の問題でございますとか、他の増収を図る問題。それから、様々な多機能な要素を持つことによって可能な補助金はないかとか、そういった問題も考慮しながら進めていかなければいけない問題だという具合に思っております。 一方で、実質的

に、市立博物館が担うべき様々な、例えば学校ミュージアムの問題でございますとか、アウトリーチにつきましては、結構高い評価を既に受けているところでございまして、そういう意味でいきますと、ソフト面での充実を図りながら、一方で、このハードの博物館の建設も視野に置きながら考えてまいりたいと思っております。 いずれにしましても、その財源の問題をクリアしないとなかなか前に進めないというのは、正直な話、事実でございます。

【無会派 増田望三郎議員】

- ○子どもの育ちや学びについて、学校教育をどのように捉え、どのように進めていくのか。
 - ・個別最適化を子どもに保障
 - ・市の小中学校の将来構想(案)について
 - ・特色ある学校/学校多様化
 - ・自然保育の推進とその育ちをどう小学校教育につなげるか
 - ・子どもの居場所

【市長】

まず大前提といたしまして、安曇野の子どもたちというのは、将来の安曇野を担っていくということで、地域の宝とも言うべきものであります。その中で、子どもたちの健やかな教育でございますとか学びの充実を図っていくということが、私たちの責務だと考えております。子どもたちが行きたい、学びたい、そういう特色のある学校であり、地域から必要とされる魅力のある学校を目指していくことが必要であろうと考えております。

今、教育委員会のほうで、たくましい安曇野の子どもを目指す安曇野市立小中学校の将来構想案につきまして、パブリックコメントあるいは市民説明会での意見を踏まえて検討しているところでありまして、それは今年度中の作成であると伺っております。公約に「住んでよかった豊かな安曇野」をテーマに掲げておりまして、子どもの頃から地域のことを知り、郷土のことを知るということが一つ大事だと思っております。また、産学官が連携して、子どもたちが地域を知ったり、あるいは地域の人と触れ合い、地域の未来を考えるといった取組が必要であると考えておりまして、総合教育会議が12月に予定されておりますので、そこでも議論を深めたいと考えております。

個別の個性については、先ほど申し上げたような教育委員会の取組も必要でございますし、それと、これは学校の先生方の資質にもよると思っておりますので、私としては、形としての学校と、それからそこで働く、そして生徒に接する教師の皆さんの個性を大事にした基本的な考え方というものも必要だと思っております。

児童館、なかんずく児童クラブの整備については、今、市も取り組んでいるところですけれども、議員の中にもありましたけれども、地域でどうやって子どもたちを育てていくかということも大きなテーマだと思っています。私の子どもの頃は、私は旧堀金村でございますけれども、地域の中で子どもたちが育つという状況がある程度あったような気がしております。それが今あるかどうか、これについては、ちょっと私も、すぐに断定はできませんけれども、例えば昔でございますと、地域の、例えば鎮守のお宮の境内とか、そうい

ったところで、みんなが一緒に学年を超えて遊ぶような状況がございました。あるいは児童クラブの中でも、それが一部今あるかもしれませんけれども、そういった学年を超えた子どもたちの触れ合いでございますとか、遊び、学び、こういったものは、そのほかにも、さっき申し上げました地域の人々との触れ合い、こういったことによって子どもたちが育っていくのではないかと考えています。これは、実は、行政が手を出していい部分かどうか、ちょっと私もまだ逡巡しているんですけれども。本来でございますと、地域の皆様がそれぞれの地域の中で、そこの地域に育つ子どもたちにどのように接していくかということを考えていただくのが第一義ではないかと思っております。

○市民の政治参加について、主権者教育について伺う。

【市長】

主権者教育は、例えば広い意味での主権者教育の中で、納税の関係の教育でございますとかやっておりますし、あるいは、中学生議会の取組がございます。こういったものの裾野を広げていくことが必要だと思っておりまして、これはまさに議会の皆さんとも連携いたしまして、そういった行政や議会を身近に感じられるという、そういう機会をつくっていくことが必要だと思っています。

【共産党市議団 猪狩久美子議員】

- ○子育て・障がい者支援のさらなる充実に向けて
- 「障がいのある子どもたち、不登校の子どもたちのための施設運営を支援する」と市長 公約にあるが、具体的な支援内容を伺う。

【市長】

お子さんの成長過程において、適切な時期に適切な教育と支援を行うことは大変重要だと考えておりまして、その中で、特に発達支援を必要とする子どもたちの早期把握、相談は市でもやっております。その中で、支援が必要になりました児童につきましては、児童発達支援所あるいは医療機関につなげているところでございますけれども、市内では足りなくて、近隣市町村の発達支援事業所を利用している児童もいると承知しております。児童発達事業所の市内での新規開設を支援するため、令和2年度から安曇野市児童発達支援事業所運営補助金を設けておるところでございます。私自身、市内の児童発達の事業所につきまして、もう選挙に出る前に訪問してお話を伺っております。そういったことも踏まえまして、今後さらに補助金制度の充実も含め検討してまいりたいと考えております。

・施設への支援については何か制度を新たにつくって基準を設けるなりして支援をしてい くということになるのか。財政的な支援も含まれるということか。

【市長】

詳細は検討中でございますけれども、今ある制度で、例えば先ほど申し上げました運営等補助金については5年間で提言していくということで、1年で50万が最少年度、5年度では10万円という、そういう仕組みになっておりまして、これらも含めてどういったほうがいいのかということを今検討してまいりたいと考えております。

・多くの子どもたちや市民の継続要望も虚しく、廃止となった市営穂高プールだが、市営 プールの必要性について伺う。

【市長】

穂高のプールは、多くの利用者から愛されてきた施設であり、廃止を惜しむ声もあることは承知しております。私自身も子どもが小さなときは、行って何回も利用いたしました。ただ、一方で、その利用期間が2か月程度に限られていること、それから、平成元年のオープン以来34年の年月が経過し、施設自体の老朽化が進んでいたということがございました。それらを踏まえまして、平成30年12月議会の議決において、廃止を決定したものであります。穂高プールは利用者で申し上げると、年数を経るごとに減少する傾向にございました。それを考えますと、単純な予測はできませんけれども、新たに建設するとなりますと、その用地の取得、あるいは建設費を考慮すると、現時点ではプールの施設は困難であろうというように考えているところでございます。

〇生理用品を公共施設トイレ、学校トイレに常備することについて、市の一部施設ではトイレ内に生理用品配布カードを設置して生理用品を必要な方に窓口で無料配布しているが、公共施設トイレ及び学校のトイレに生理用品そのものをトイレットペーパーと同様に常備できないか。

【教育部長】

生理の貧困が深刻化している現在の社会情勢から、生活困窮世帯の児童生徒への生理用品配布につきましては、引き続き学校から保護者や児童生徒へ周知をしてまいります。学校では、常に保健室に生理用品を備えておりまして、生理用品が必要な児童生徒へは、引き続き保健室で配布することとしたいと考えております。

・生理用品をトイレに常備するという自治体も広がっている。生徒が理解した中でトイレ に常備され必要な生徒に届いているという取組、保健室対応ではなくトイレに常備すると いうことはいかがか。

【教育部長】

学校での生理用品の配備、配布方法につきましては、トイレ内に常備するということも検討いたしました。本年6月市議会で、猪狩議員の一般質問にもお答えしたとおり、成長に差のある様々な子どもたちが頻繁に利用する場であり、さらに、衛生面などへの懸念の声もありまして、学校関係者と協議を重ねた結果、これまでどおり保健室で配布することとさせていただいたものでございます。

【臼井泰彦議員】

○学校給食センターについて

市長の選挙公約には、「農業の現場からの加工、調理、給食を教育の一環としてとらえる『安曇野型食育』を構築します」とある。この『安曇野型食育』とは、こども園、幼稚園、小・中学校の子どもにとってどのような食育なのか。

【市長】

子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、食のことが非常に重要であるということで、このことを、私、公約にいたしました。 私の考えます「安曇野型食育」とは、食材の生産、これは水田であり、野菜畑であり果樹園であり、それから養豚、あるいは養鱒、そういった生産の現場から加工、調理、それから残菜の処理、食品ロスの削減までを一環として捉えた命をいただくことを考える教育であると考えております。 「安曇野型食育」とは、安曇野の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、それらの生産に関わる人の努力や食への感謝の気持ちを育むことを目指して取り組むことと考えております。

・第3次の食育推進計画で「豊かな人づくり」「豊かな生活」、地産地消の推進とあるが そのことについてどうか。

【市長】

私の考えております食育というのは、生産現場から実際に食べてその残菜処理等につきまして一貫して考えるということでございます。その中におきまして、地域においてその食材を生産し、その地域でそれを活用するということが地産地消、県は「地消地産」という言葉を使っておりますが、ということでございます。これは、作っている人、それが子どもたちの保護者であり近所の人であり、そういった人たちが一生懸命作っている現場を知り、そこでできたものを自分たちがその目の前で食べるということに大きな意味があろうと考えております。

・教育委員会は、経費節減のために自校方式的な給食センターである堀金学校給食センターを廃止し、3センターに統合する考えで進めている。この方向は市長公約の「安曇野型食育」と整合がとれるのか。

【市長】

堀金の学校給食センター、かつては小学校、中学校それぞれの給食でございました。この給食につきましては、私自身も、それから、たまたま偶然ではございますが教育長も教育部長も、そして臼井議員も同じ給食を食べてきたという具合に認識しております。これは、特に堀金の時代、この給食の取組というのは、文科省とか、非常に大きな評価を受けていることも御存じのとおりだと思います。3センターに統合するという市の考え、現在、市の学校給食センター運営委員会に諮問しているところでありまして、審議を行っております。一方で、この堀金学校給食センターのそのままの存続を求める市民の方からも、私はいろいろな意見をいただいております。現在、審議中でございますので、その答申の内容、それから今申し上げました地域の皆様からいただいている意見も勘案しまして今後の在り方について考えたいと思います。

【井出勝正議員】

- ○安曇野市の障がい児に適切な特別支援教育の保障を
- ・発達障がい児に対する教育現場の対処と市の支援の状況について

【教育部長】

本市の支援を要する児童生徒数は、県の動向と同様に増加しております。その中で、発達障がいの診断を受けている、または診断名はつかないが、いわゆるグレーゾーンの子どもたちも各学級に複数いる状況でございます。学校では、県の加配教員や市が配置をしております支援員とともに、一人一人に応じた指導に努めているところであります。市としては、支援を要する児童生徒に寄り添った適切な指導ができるよう、今年度、発達検査を行う人員を増員し、個々の特性を生かした指導ができるよう努めているところであります。どの教師にも、特別支援教育の研修は大切なことでありまして、今後もその機会は、市・学校とも必要と認識をしているところでございます。

・発達障がいで令和3年度入学している、あるいは小・中学校に在籍している子どもたち の人数はどのような状況か。

【教育部長】

令和3年度の数字で申し上げます。小学校では382名、全小学校の児童数における割合は 8.0%であります。中学校につきましては189名、同じく全生徒数の7.5%に相当いたします。 小・中合わせ、571名ということで、これは全児童・生徒数に対しまして7.9%という割合でございます。

・劣悪な環境にある特別支援学校に就学判断を行った場合、市教育委員会の責任について 【教育長】

質問にお答えする前に、冒頭、安曇野市の子どもは安曇野市で育てるということが、井 出議員、大変必要だというお考えを示されましたけれども、私も、安曇野市に居住してい て、特別支援学校のように安曇野市以外の学校に通う子どもたちも、全て安曇野の子ども という考えで取り組んでおります。平成30年から始まった、市の副学籍制度についても、 特別支援学校と居住地校との連携と協力の下、交流及び共同学習が行われております。

それでは、ご質問にお答えいたします。 議員ご指摘のとおり、就学についての判断は、安曇野市心身障がい児就学相談委員会において行われております。この委員会では、各認定こども園や学校に調査員が出向いて聞き取りを行うとともに、各学校・園での就学相談委員会や保護者本人の意向も踏まえ、最終的に医療等各方面の専門家の方々も同席の本委員会において、その子の最もふさわしい学びの場を総合的に判断させていただいております。したがいまして、本人及び保護者が就学先を最終的に決定するために、この委員会の判断は大変重要な意味を持っていると思っておりますし、判断に対する教育委員会の責任も当然あると、このように考えております。

議員ご指摘の、特別支援学校の環境の問題につきましては、安曇野市では特別支援学校を学びの場として就学判断を行う場合にも、県内の全ての特別支援学校は障がいに応じた一人一人に適切な指導が行われているということを想定しているとともに、実際受け入れる特別支援学校は、設置者の県とともに環境整備の努力をされていると認識をしております。安曇野市の大勢の子どもたちが通う特別支援学校で学ぶ環境については、過去に安曇養護学校の保護者の皆様方と懇談をする機会を設けてご要望をお聞きしたという経緯もご

ざいますけれども、改善についての要望は、引き続き様々な機会を通じて、県及び当該校 へ今後も積極的に届けてまいりたいという考えでおります。

環境については、物と人と両面あると思います。物、つまり校舎であるとか、先ほどおっしゃった状況も、私も実際学校へも何度も訪問しており分かっておりますけれども、そういう状況の中においても、先生方は一人一人の子どもに寄り添って適切な指導を懸命にやっているということも、併せて思っております。したがいまして、そういう場所だから適切でない教育が行われているというのであれば、私もそれは看過できないと思いますけれども、今の現状では、特別支援学校が設置者の県とともに最大限の努力を払ってやっているという状況を見て、私どもは就学相談委員会の判断も下していると、こういう認識でございます。

・安曇養護学校の小中学部の分校設置、また市独自の特別支援学校の開設について 【市長】

安曇野市として、安曇養護学校、その小・中学部の分教室、あるいは今の質問の中にございましたような分校、こういったものを誘致、設置していく場合、これに加えましては場所の問題もございます。それから、障がいに応じた適切な指導ができますような教材、教具、さらには安全性を備えた安心感のある環境を整える必要がございまして、施設環境の整備が不可欠と考えております。加えて、教職員の確保も必要でございます。これは、県と様々な協議が必要でありまして、現時点におきましては、安曇養護学校の充実を期待しておるところでございます。当然、安曇野市にお住まいの児童生徒さんが通っているということを踏まえまして、県に対しては私からも要望を申し上げたいと思っております。

【一志信一郎議員】

- ○国営アルプスあづみの公園、鳥川渓谷緑地公園等の利用と地域滞在型観光に向けた周辺 の活性化について
- ・周辺部の民話等の探索による活用と滞在型観光について

【教育部長】

現在、地元岩原区の市民により構成されております岩原自然と文化を守り育てる会の皆さんによりまして、史跡をめぐるコース等の整備や解説板の設置が進められております。岩原城址の城跡や登り口には既に解説板が設けられておりますし、安楽寺の訪問には、岩原区のガイドマップを利用した看板が既に設置をされております。市教育委員会としても、市指定の史跡を中心に標柱を設置するなど、地元の皆さんと連携しながら今後も進めてまいりたいと思っております。それから、御指摘のとおり、岩原区内には民話の伝承地や史跡が多く点在をしております。自然観察にお勧めの場所等、多くの皆さんに訪れていただきたい場所もございますが、その一方で、アクセスに危険を伴う箇所や、散策に当たってはルールを守っていただくことが必要な場所もあります。今後、これらの課題がある箇所につきましては、地元の皆さんとさらに調整をしていきたいと考えております。

【竹内秀太郎議員】

- ○人口減少、少子高齢化への対応と安心して子育てできるまちづくりについて
- ・放課後児童クラブを6年生まで拡大することと、祖父母の自由な生活意識を認め、祖父母の生活を拘束するような入所条件の緩和について、平成29年12月定例会で一般質問したが、市側は、利用者が年々増加し学校側と協議し、実施場所を確保した上で、順次実施していきたいとの回答だった。この問題は校長との交渉になるので、市長のリーダーシップが求められるが、見解を伺う。

【市長】

放課後児童クラブの問題でございますが、特に6年生までの受入れ拡大ということで、当初は児童生徒の減少によりまして、学校の空き教室の確保を見込んでいたということでございますけれども、特別支援学級の増加と学校内に児童クラブ室を確保するのは難しいのが現状でございまして、市において、私もこれを喫緊の課題だと考えております。そういった中で、今後少し、一部予算化できるものがあるかもしれませんし、これからちょっと調整をする必要があるというものはあるということでございます。 また、祖父母要件につきましては、緩和してほしいとの声があることは承知しております。しかし、緩和すれば、その分入所希望者の増加が見込まれるということもございまして、ちょっとここは慎重に、当面6年生までの現時点における拡張を目指していきたいというふうに考えております。

・小中学校の給食費無料化について、義務教育課程の学校の経費は無償にするという考え は自然なことと思う。無償化を実現している自治体は徐々に増えている。市長は子育て支 援をさらに充実させるとしていることから、早期に実現して欲しいと期待している。市長 の見解を伺う。

【市長】

文科省の調査によりますと、現在、長野県下で学校給食の無償化を実施している自治体は、売木村、天龍村、王滝村の3村でございます。これらはそれぞれ人口が、売木村が550人余、天龍村が1,200人余、王滝村750人程度でございまして、恐らく児童数にいたしますと、安曇野市の100分の1ないし200分の1という極めて小さな規模でございまして、その中での無償化という状況でございます。安曇野市の学校給食事業に要した経費を申し上げますと、昨年度、施設設備、管理費、人件費として市から支出しておりますが、3億3,900万円、それから学校給食法に基づき保護者から頂いている給食費が約4億6,400万、合計、総額約8億円でございます。給食費の無料化には、今申し上げました父母の方から頂いている給食費に相当する約4億7,000万円が一般財源として必要となります。一方で、教育委員会においては、学校の長寿命化や洋式トイレ化など、まだまだ教育環境の設備が必要となることから、現在の市の財政状況では、すぐに無料化ということは困難であるというところでございます。

・高校・大学入学準備金制度の充実を提案する。

今年6月に返済期間の延長について改正が行われたが、連帯保証人についてはそのまま

になっている。連帯保証人の緩和についても検討して欲しい。

【市長】

入学準備金貸付基金制度につきましては、平成28年度から開始しまして、本年が6年目でございまして、これまでの利用実績を申し上げますと、令和2年度までに5年間で40件、1,770万円の貸付をしております。一方で利用実績、年々低下でございますが、2020年度から、国や県等の給付型奨学金事業の充実が図られておりまして、それも一つの原因かというふうに考えております。 連帯保証人につきましては、滞納防止に効力があると考えておりまして、現時点での廃止は考えていないところでございます。

【中村今朝子議員】

- ○市民の声から
- ・中学生の声から(スケートボード場)について、穂高地域を含むその他の地域にもスケートボードを行える子どもの遊び場の確保ができないか。

【教育部長】

スケートボードは若い世代の皆さんを中心に人気の高まっているスポーツの一つであります。当市におきましては、今年10月に竣工いたしました安曇野市総合体育館西側へ新たにスケートボード場を整備をいたしまして、体育館のオープンに合わせまして、年明け1月5日より無料でご利用いただける予定となっております。市といたしましても、スポーツを推進するに当たり、市民の皆さんに安全で快適にスポーツを行う環境を整備することが大切なことだと捉えております。 穂高地域を含むその他の地域へのスケートボード場の整備でございますが、まずは、この新たに整備をいたしましたスケートボード場を多くの皆様にご利用いただけるよう努めてまいりたいと思います。そして、ご利用いただいた方へアンケート調査などを行いまして、ご意見を参考に、他地域への新たなスケートボード場の設置につきましては、今後の検討要素として考えてまいりたいと思います。

・放課後児童クラブの6年生までの受け入れ拡大について

【市長】

放課後児童クラブの6年生までの受入れにつきまして、児童クラブの拡充に努めた結果、 穂高北小児童クラブ、堀金児童クラブは、6年生までの受入れが可能となったところでご ざいますが、他の市内の児童クラブは、スペースの確保が課題となっております。特に、 穂高南小児童クラブについては、平成30年3月議会に陳情採択されておりまして、しかし ながら、現在も受入れが困難な状況でありまして、この穂高南小を含め、市内の児童クラ ブの拡充につきましては喫緊の課題と考えております。なるべく早くいい形になりますよ うに工夫をしてまいりたいと考えております。

・穂高プールの代替えについて、市民の多くの方から「穂高プールに代わるものが欲しい」 との声があり、近年の猛暑、天候に左右されない、通年利用が可能な屋内プール建設につ いて伺う。

【市長】

屋内プール、穂高プールの代替についての御質問でございますが、穂高のプールにつきましては、利用期間も夏の2か月間に限られ、平成元年のオープン以来34年の年月が経過し、施設においても老朽化が進んでおりました。それらを踏まえまして、平成30年12月議会の議決を経て廃止を決定したところでございます。このプールを惜しむ声があること、これは先日の代表質問のときにお答え申し上げましたが、私も子どもが小さいとき、何回もここを利用しておりまして、その惜しむ声があることは重々承知しております。しかし、それに代わるもの、特に屋内プールということになりますと、用地の問題、財源の問題等々、現時点では非常に難しいものと考えるところでございます。

【橋本裕二議員】

- ○安曇野市で子育てしたくなるスクールバス運営
- ・穂高北小学校を一例として取り上げる。登校時にスクールバスを学校到着としないのは 如何か。登下校の道中を児童の足腰を鍛える場として位置付けているが、始業前に学校運 動場を開放する等、代替案はないか。

【市長】

児童が安全・安心して登下校できるということは、保護者をはじめ市民の願いでもございまして、市としても通学の安全を点検し、確保する取組というのはしっかり講じてまいりたいと考えております。その上で、市教育委員会では、自力の登下校を促すことにより、健康増進の体力向上を図っていくことを、市内全校の重点的な取組としていると聞いております。 スクールバス利用児童におきましても、徒歩通学をすることで体力向上につなげたいという教育委員会の取組を尊重してまいりたいと考えております。

【教育長】

初めに、安曇野市内に居住する小・中学生の通学方法について確認させていただきます。 原則徒歩とし、家から学校までの距離が長い場合には、一定の基準の下に自転車、バス等 を認めるというものでございます。近年、車での送迎がどの学校でも目立つようになり、 体力の低下、車からの乗り降りの際、事故の懸念もあることから、改めてできるだけ自力 での登校を推奨し、呼びかけてまいりました。

ここで、徒歩での登下校の意義について、私の考えを述べさせていただきます。

まず、自分の足で歩いて学校へ通うということは、子どもの自立において大事な機会と 捉えております。小学校入学前までは、園まで送り迎えしてもらっていた子どもたちが、 小学校入学を機に自分の足で通うことになります。入学前の春休みには、保護者が子ども を連れて実際に通学路を歩いて安全を確認するなど、準備をしている様子をよく見かける ことがあります。そうして入学すると、学校ではしばらくの間、下校時に教職員が付き添 って方面ごとに途中まで送っていき、次第に子どもたちだけで、やがて1人でも登下校で きるようになっていきます。 その時間は、無駄なように見えますが、子どもにとっては通 学路上での安全や交通ルールを意識しながら歩くことで、忍耐力や持久力、体力も備わり、 自然と足腰も鍛えられ、自分の身を自分で守る基礎を養っていくと、このように思ってお ります。

また、通学途上で、安曇野の風景、四季の移り変わり、田畑の作物の成長、空気までも肌で感じ、足元に咲く季節の花々などにも触れ合うことで、ふるさとの原風景が無意識のうちに体に染み込む大事な機会になると考えております。 さらに、一緒に歩く友人や地区の仲間とのコミュニケーション、農作業をされている地域の方々と交わす挨拶などを通じた、学校生活だけでは得られない人との関係も、成長にとって大切であると思います。以上は、私自身の体験に基づいた思いも含めた徒歩通学のよさを述べさせていただきました。昨今、車の台数や交通事情などは、議員ご指摘のとおりのところもございます。また、子どもの生活なども、以前とは変わっております。このような中でも通学路が安全で安心して通学できる状況であるために、通学路の安全確認や危険箇所の改善につきましては、学校や地域、関係機関と連携して、引き続き取り組んでまいります。地域の方々のご協力も多大であると思っております。冬季の通学路の雪かきや、年間を通じての安全の見守りなど、その取組に感謝しております。今後もコミュニティスクール活性化の中で、地域と学校が協働していく場をさらに増やすように努めてまいります。

ご提案のスクールバス利用の基準を見直すことにつきましては、現在のバス通学児童も一定の距離を歩く方式など、旧町村時代から地域の実情に合わせて様々な工夫と改善を重ねて構築されたものであると認識しております。基本的に各校ごとの利用基準は継続すべきものと考えております。しかしながら、見直しも必要である、あるいは改善が必要である、そんな点は今後も見直し、改善について検討は行ってまいります。

・市長に伺う。そもそも安曇野の車道、ご自身で歩きたいと思われるか。いろんな道があるが、歩道がない、狭い蛇行したような車道、本当に子どもたちを歩かせたいと思われるか。

【市長】

今、ご質問にあった車道がどういう車道であるかにもよると思いますけれども、そこが通学路であるかどうかということは、またそれと併せまして考えなければいけないと思っております。 そういう意味におきまして、もちろん安全な道を通学していくことが一番よろしいと思っております。

・登校時に乗車するバス停と下校時に下車するバス停が同一でない理由はなにか。【教育部長】

穂高北小学校は、下校便の乗車場所が学校となっているため、登校便と同じく児童の体力向上を図ることを目的といたしまして、登校便のバス停よりも手前で降車をしていただいて、徒歩下校になっているということでございます。

・児童の運動量が問題というなら、例えば文科省が来年度から実施する授業時数特例校制 度というものがある。体育も対象教科に含まれており、本制度導入の検討を現状行われて いるか。

【教育部長】

議員からご紹介がありました制度は、我々も承知をしているところでございます。現在、 小中一貫教育の導入も視野に入れながら検討しておりますけれども、まさしくこの制度は、 そういった面でも効果が上がるというようには期待をしております。

・登校便の各バス停の通過時刻が日によってまちまちであるため、各バス停の発車時刻を 設定できないか。

【教育部長】

各バス停の通過予定時刻は、委託をしておりますスクールバス運営協議会におきまして設定することが可能でございます。議員からご指摘いただいた点につきましては、今後、利用されている児童の保護者にそういった時刻の案内通知を出してまいりたいというように考えております。 ただ、その際には、利用児童の保護者の皆様には、できるだけ時間を守っていただくようお願いをしたいと思いますし、また、低学年の児童も乗車する可能性があることから、若干の時間の遅れが生じる可能性があるということもご理解をいただきたいというように思っております。

・スクールバスの利用条件(自宅・学校間の距離要件4キロ)を緩和して、長距離通学児の安全を確保する方針に切り替えてはどうか。また、保護者の朝の送迎時における駐車場を整備してはどうか。

【教育部長】

スクールバスの乗車基準につきましては、距離というものを基準としている学校、あるいは地区を基準としている学校がございます。いずれも地域性、地形的なことを配慮した中での基準となっております。同じ学校におきましては、公平性という点にも留意をされているということもございまして、現行のまま、現時点では見直す予定はございません。

また、2点目のお尋ねでございますが、市教委としては、自力登下校を促進しているところでございます。学校周辺への時間指定の車両通行止めというものは、通学児童の安全を確保するためのものであります。保護者の中には、これは穂高北小のケースでございますが、学校から200メートルほど離れた迂回しやすい場所でお子さんを下車させている例もございます。こうした送迎をする場合は、渋滞とならないような送迎方法というものがあることも、保護者の皆さんにご理解をいただきたいというように考えております。

【岡村典明議員】

- ○芸術・文化の振興について
- ・現在の資源を最大限に活用するとの事ですが、その考えについて伺います。 (芸術・文 化振興に関する政策)

【市長】

安曇野市、資源は様々ございますが、豊かな自然、それに加えまして、個性ある文化、 あるいは美術館、博物館、文化施設等が多く存在するということがございます。また、市 民の皆様の中でそういった文化芸術に関するサークル活動でございますとか、あるいは公 民館を通じた活動でございますとか、そういった活動も非常に盛んでございます。私も、 市長になってから、そういった幾つかの集まりにも参加させていただいております。

そういった中で、私が申し上げた文化芸術中核都市ということで、特に美術館、博物館、文化施設、既に一部やっていただいているところがございますが、そういった施設の学芸員の皆様とか、そういった方々と市民との交流をもっと増やしてまいりたいと思っております。これは市立でございますとか、民間のものだとか、そういうことにかかわらずに考えたいと思っております。

そういった中で、幾つかのことも考えておりますけれども、いずれにいたしましても、合併前の5つの地域の個性、これは実は個性でございまして、同じ色にする必要はないと私は何回か申し上げております。そういった中で、それぞれの地域が持っている今までの培ってきた文化、あるいはサークル活動、そういったものを生かしながら、全体として大きな流れとしての安曇野市の文化芸術の振興に向かっていけばよろしいかと思っているところでございます。

・新年度の予算が進む中、その考えから具体策について伺う。

【市長】

先ほど申し上げました美術館、博物館、文化施設と連携した市民文化の高揚がございますけれども、このほかにも、例えば美術館を申し上げますと安曇野アートラインというのがございまして、これは安曇野をベースに北安曇郡、大町市、ここまで伸びた一つの広域的な連携でございます。今、私が担当課にお願いしているのは、こういった美術館、博物館の連携を生かした、例えば、美術館カードのようなものを共通に発行して、それぞれの美術館、博物館を訪れた方にそれを配布するということによって、それぞれの連携を深めることができないかということは検討、指示しております。

また、既にお答え申し上げましたが、芸術系大学のサテライトキャンパスの設置というのがございました。これについては、一部のところで既に設置を始めておりまして、これはちょっと時間がかかるかもしれませんが、なるべく早い段階で、物にしたいということで考えております。

それから、芸術家や工芸家の皆さんの発表、発信、こういったものをサポートする、そ ういったものができないかということも同じく検討、指示したところでございます。

また、安曇野市全体を広く知ってもらう取組ということで、例えば来年、穂高神社の御 遷宮がございますが、そういった文化的なもの、伝統行事的なもの、こういったものを生 かして、これをメディアから発信したもの、工夫を考えられないかということも今、各関 係部局に指示をしているところでございます。

・具体策に対して各部の対応を伺います。

【教育部長】

これまで市内の美術館や博物館などが、学校との連携を図りながら実施している事業に

ついてご紹介をいたします。なお、令和4年度の予算確定前でございますので、若干の変更などはあろうかと思いますが、次年度も引き続き行っていくことを予定しております。

主なものといたしましては、豊科郷土博物館と穂高郷土資料館による市内全小学校3学年を対象とした昔の暮らし体験教室、総合的な学習の時間を活用して、郷土の歴史や自然を学ぶ出前講座、ちくに生き物みらい基金を活用して、文化課の職員や豊科郷土博物館の学芸員が講師となって行う自然観察会などがございます。以上のような博物館などから学校等へ、館外へ出かけて行う出前講座の延べ回数は、コロナ禍の前の令和元年度で60回余りでありました。

芸術鑑賞といたしましては、文化庁の文化芸術振興費補助金を活用して、公立、私立の 美術館が実行委員会を組織して実施をいたします安曇野市ミュージアム活性化事業の一環 として、美術館の収蔵作品を学校に展示し、学芸員等が解説を行います学校ミュージアム 事業がございます。

また、信州安曇野薪能事業に関連いたしまして、能楽師の青木道喜先生と立命館大学の 能楽部による能楽教室を毎年、小・中学校で開催しております。また、東京芸術大学音楽 部と連携をいたしまして、音楽学部器楽科の教授、学生の皆さんが市内中学校の吹奏楽部 を指導していただいております。

次に、安曇野市立美術館、博物館施設としては、豊科近代美術館以下 5 館について指定 管理を委託しているところでございます。豊科郷土博物館をはじめとする 4 館があるとい う状況でございます。

【中村芳朗議員】

- ○農業振興政策などについて
- ・南安曇農業高校の存続について、市長の考えを伺う。

【市長】

南安曇農業高校は既に100年を超える歴史を有しておりまして、実は、私の市長としての初めての仕事は、初登庁に先立つ10月23日に行われました南安曇農業高等学校の100周年記念事業でございまして、そういう意味で、私の記憶に極めて残る行事でございました。南安曇農業高校は、既に6次産業化等に対応したカリキュラムを取り入れておりまして、地域とともに実践を積み重ねております中信地区唯一の農業高校でございます。農業後継者育成とともに、地域を支える人材の育成に重要な役割を担ってまいりましたし、今後も担っていくものと考えております。

平成27年9月に、安曇野市と連携協定を締結いたしまして、首都圏での販売実習、荒廃 農地解消への支援及び特産物を使用した加工食品の試作・開発など、農業分野だけではな く、食全般に関わる専門の力を高め、期待される高校として、市民にとっても利益が享受 できる取組を数多く行っておるところでございます。

現在、県教育委員会が取り組んでおります高校再編の問題につきまして、11月の初めに 旧第11通学区の懇話会が開かれまして、その席で、取りまとめの文章の中で、池田工業、 穂高商業、南安曇農業高校、3校を1つとする総合技術高校の設置を前提としたような文 言につきまして、私、一つ一つ修正の意見を申し上げまして、両論併記という形になるという具合に私は考えております。その席には、橋渡教育長も出席して同様の趣旨を述べておりまして、総合技術高校の設置ありきではなくて、市民やOBを含めた広い意見を踏まえた上の対応について、県教育委員会に要望してまいりたいと考えております。

・農業後継者育成に重要な役割を持つ南安曇農業高校の現時点での再編問題について、県 立高校ではあるが、市の教育行政に携わっている教育長の意見、見解を伺う。 【教育長】

高校再編に関わる検討は、県教育委員会の要請により設置されました旧第11通学区高等学校教育懇話会において、令和元年12月から本年11月まで7回行われ、私も構成員の1人として参加させていただきました。その間、安曇野研究部会の部会長を任されまして、市内4高校の同窓会、保護者、教職員、生徒等からも聞き取りを行いました。この中で、南安曇農業高校が長年取り組んでいる課題研究は、南農の大きな特色、魅力であり、意欲的、主体的に学ぶ生徒を育み、地域を支える数多くの人材を生み出してきました。また、商品開発や流通まで、6次産業化に対応した学びにも力を入れており、このことも併せて考えますと、県教育委員会が進めようとしている学びの改革の一つである探求的な学びについて、全県をリードするようなフロントランナーであることを改めて再認識しております。

これを踏まえて、少子化だから統合するという方向性については、慎重にすべきと申し上げてまいりました。そこで私は、今ある高校をもっと特色を生かした魅力ある存在にする観点から、次のような提案をしてまいりました。 この地域には4つの県立高校がバランスよく配置されております。それぞれが互いの強みを発揮し、相互連携や学び合う関係を生み出すこと、中・高の生徒や教職員の交流を盛んにすること、現在、市内の全小・中学校でも取り組んでいるコミュニティ・スクールや地域学校協働活動を高校でも取り入れて、地域が地域の学校にもっと関わりや当事者意識を持って考え、参加していく仕組みを導入することなどです。

私がこのように発言してきましたのは、市教育委員会が県立高校の在り方を考えることは、安曇野市の小・中学校の在り方を考える延長線上の課題であるという認識を持っているからでございます。現在、安曇野市立小・中学校の将来構想の策定を目指しておりますけれども、そこで掲げました郷土への愛着と誇りを持ち、志を高く未来を切り開く安曇野教育の実現、そして、行きたい、学びたい、地域から必要とされる魅力ある学校の創造、これは、市内の高校にも当てはまると考えておりまして、南安曇農業高校をはじめ、市内4高校とも連携して取り組んでいく必要があると考えております。

・現時点で把握している、県から示されている再編に関する内容やスケジュールを伺う。【教育部長】

本年11月初旬でございますが、7回の会議を経まして、旧第11通学区高校教育懇話会の 意見要望書の取りまとめが行われたところでございます。先ほど市長からもご答弁ありま したとおり、太田市長、それから橋渡教育長からも数多くの修正意見を述べていただいた ところでございます。これらを反映したものを、12月17日に県の教育委員会のほうに提出される予定というようにお聞きをしております。さらに、現在示されているスケジュールでは、来年3月までに、県教育委員会が、この意見要望書に基づき再編整備計画を策定し公表するというようにお聞きをしております。

【小林陽子議員】

- ○次世代を育てる子育て・教育について
- ・次世代を育てることは地域の最重要課題である。こども自身へのサポートに加え、親や 関係者の負担を軽減・分散した、0~18歳までの切れ目ない健全な養育環境をどう作って いくかが問われる。市長は子育て・教育について公約で触れているが、安曇野市の子育て・ 教育の在り様や現状をどう考え、どのようなビジョンをお持ちであるか

【市長】

子育では、一義的には家庭が責任を持つということではありますが、地域ぐるみで子育でを見守り、育て、暮らしを応援する環境と社会により、共に行うものであると思います。少子化、核家族化の進行によりまして、社会で支えるという、こういう観点がますます必要になっていると考えております。このために、子育で支援サービスの提供を充実する必要があると感じております。共働き世帯の増加や核家族が原因と思われる待機児童が発生しており、この解消は喫緊の課題であります。また、子どもたちを取り巻く環境や状況が激しく変化し、価値観等も多様化してきている中にありまして、安曇野市でも発達障害の診療を受けている児童生徒や、不登校児童生徒が増加している現状がございます。

安曇野市の豊かな自然と地域資源を生かした安曇野自然保育を就学前教育に取り入れ、 子どもたちが伸び伸びと自分らしさを発揮しながら成長する姿を見守り、支える保育を実施していく、これを今後推進してまいりたいと考えております。

教育委員会で検討しております、"たくましい安曇野の子ども"を目指す安曇野市立小・中学校の将来構想(案)の中で、学校の将来像として、郷土へ愛着と誇りを持ち、志を高く未来を切り開く安曇野教育の実現、行きたい、学びたい、地域から必要とされる魅力ある学校の創造を考えておりまして、安曇野らしい教育を構築していく方向性を共有し、今後総合教育会議におきまして具体的な事柄につきまして議論してまいりたいと考えております。

・安心できる養育環境を地域の中で築くには、子の安心、親の安心がともに必要である。 家庭や子を取り巻く環境も多様化しており、①待機児童への対応、②子育て広場の設置、 ③子育ての悩みを親が抱え込まずに相談できる仕組み、④放課後児童クラブの在り方、⑤ 通学路の安全など、対策が求められるが、いかがか。

【教育部長】

④児童クラブにつきましては、入所希望者の要望に応えるため、運営体制の拡充に努めておるところでございまして、来年度からは穂高北小児童クラブ、堀金児童クラブにおきまして、小学6年生までの受入れを始めることができます。こうした受入れ拡大を進めて

いく上で、やはりスペースの確保が課題となっておりまして、一部の児童クラブではお申込みされる全ての方を受け入れることが困難な状況が続いていることも事実であります。 ご提案をいただきました民間企業や地域の力などを借りての児童クラブの運営ということにつきましては、これまでの児童クラブの体制では安全性、公平性、平等性といったものを重視してまいりましたので、こういった観点も踏まえまして今後参考にしてまいりたいというように思います。

⑤市教育委員会では、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携を強化して、安曇野市交通安全条例施行規則第2条に基づく安曇野市通学路交通安全プログラムを策定いたしまして、平成27年度から毎年実施しながら児童生徒の安全確保を図ってきておるところでございます。本年度の通学路合同点検につきましては、本年9月27日から9月30日までの5日間20か所で実施をしております。20か所の地域別内訳といたしましては、豊科地域5か所、穂高地域5か所、三郷地域4か所、堀金地域3か所、明科地域3か所でございます。なお、新聞報道でございました62か所の危険箇所というものにつきましては、過去に通学路合同点検済みであって、危険箇所の解消が図られていない42か所を加えたものでございます。本年度の通学路合同点検実施箇所の選定につきましては、市内小学校へ通学路の危険箇所の中止について依頼をし、提出された危険箇所を国から示された観点に基づき、箇所の決定をしたところでございます。

なお、国から示された観点は、次の3点でございまして、まず1点目、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路などの車の速度が上がりやすい箇所、あるいは大型車が侵入しやすい箇所、多い箇所でございます。観点2でございますが、過去に事故に至らなくてもヒヤリハット事例があった箇所、観点3、保護者、見守り活動者、地域住民などから市町村への改善要請があった箇所、以上3点の観点から点検を実施をしてございます。報道にございました危険箇所62か所につきましては、今後の改善に向けての対応でございますが、道路管理者等と連携しながら危険箇所の解消に取り組んでまいりたいというように考えております。しかしながら歩道設置などのハード整備対策には時間が必要であることから、まずは通学路の変更であるとか、地域と連携した見守り活動、交通安全教室に加えまして危険箇所に対する交通安全指導などのソフト面での対策に取り組んでまいりたいと考えております。

市教育委員会といたしましても、毎年通学路合同点検の危険箇所解消の進捗状況を、市のホームページで情報を公開しておりますので、市民の皆さんにもご覧をいただけたらというように考えております。

・旧来当たり前でも、配慮が必要ではないかと思われる問い合わせが複数あり、固定観念 にとらわれない対応が必要であると考えるがいかがか。(お弁当の日、おむつの持ち帰り など)

【教育部長】

お弁当の日でございますけれども、平成26年度から市の食育推進計画に位置づけられ、 平成28年度からは明科中学校を中心に始まりまして少しずつ広がってきております。本年 度は改めてその意義を確認し、全ての小・中学校で取り組むこととしております。ちなみに弁当の日は、全国で約2,400校で実施がされております。そのうち長野県では49校が実施をされております。その中17校が安曇野市でございまして、中信地区ではこの安曇野市だけがお弁当の日を取り入れているという状況でございます。

初めて実施する学校におきましては、初めから高い目標を示すのではなく、食材を家族と一緒に買い物に行く、家族と一緒におかずを作る、作ってもらったおかずを詰める、おにぎりだけ握る、お弁当箱を洗うといった取組でもよいから、子どもが中心に考えた自由度のある取組としております。お弁当の見栄えだけではなくて、どんな小さなことでも子どもが精いっぱいやったことを評価する取組になればというように願っております。

実施をした学校の保護者からは、肯定的な感想が多数寄せられております。この取組は 家族の絆を強めることにもつながっており、保護者のご協力に市教委としても改めて感謝 をしているところでございます。 そうは言いましても、議員のご指摘をいただいたことも 踏まえまして、今後も教員が保護者と丁寧な連絡を行い、子どもと一緒に献立を考えたり 作り方を確認するなどの工夫や改善に努めてまいりたいと考えます。

○女性・若者が一層活躍する安曇野にするために

・先日行われた中学生議会についてもどのように評価しているか。

【教育長】

中学生議会は、平成25年度に中学生の発想やアイデアをまちづくりの推進に生かす目的で、市民生活部が主体となって始まり、平成28年度から教育部所管となりました。公職選挙法の一部改正により、選挙年齢が引き下げられたこともありまして、主権者の立場で市政への関心を高める狙いも加わったものでございます。

昨年度からは、教育指導室職員が学校に出向き、中学2年生を対象とした市政講座を行い、各課からあらかじめ提出していただいた中学生に考えてもらいたい課題について、中学生全員が向き合う機会をつくってまいりました。今回の中学生議会は、それらをまとめた中学生の提言ということになります。

私は、中学生の学びの姿から、学校の学習で培った主体的、探求的な学び方を生かした 課題追及が行われたこと、また、自分たちが暮らす安曇野市の現状や課題について掘り下 げて理解し、最終的に自分自身をも見つめなおす機会になっていることに、一人一人の成 長と可能性を感じました。また、今年度は、さきに述べました市政講座に参加した生徒の 一人が、自ら疑問を調査して税に関する作文をまとめており、租税教育推進協議会の会長 といたしまして大変頼もしく感じております。 このように中学生議会の取組全体が、中学 生に対する市政への関心を高めることには大きく寄与してきたと考えております。

一方、議員のご提案の市として若い世代の声をまちづくりに生かすという点においては、 斬新なアイデアが幾つも出されたこのことは、非常に高く評価するわけですけれども、限 界も感じておるところでございます。先ほど、政策部長の答弁のとおりでございまして、 今後の市政に若い世代の意見を取り入れているという観点においては、中学生議会の役割、 目的、内容や方法について少し整理をしていかなければいけない、このように捉えており ます。

【内川集雄議員】

- ○安曇野市民の更なる安全安心を求めて
- ・本年度の通学路合同点検の結果、安曇野市では危険で対策が必要な箇所は62箇所との報道があったが、安曇野市の各学校区の現状と対応はまた、そこから見える課題と今後の対応は

【教育部長】

通学路、合同点検の対象となる危険で対策が必要な箇所は、まず交通量が多い、道路が狭い、見通しが悪い、大型車両が侵入する、歩車道の区分がない、横断歩道や信号機の設置が必要、道路標識の設置が必要、あるいは交通規制が必要という箇所でございます。ただ、これらの危険箇所の多くが、歩道整備により問題が解決する場合が多いという認識ではおります。今回、報道のあった危険で対策が必要な箇所62か所のうち、過年度におきまして点検済みで、未対策の42か所の多くは、歩道整備が必要であるという箇所になります。62か所の地域別の内訳を申しますと、豊科地域が16か所、穂高地域が13か所、三郷が10か所、堀金11か所、明科12か所でございます。国道、県道、市道の各道路管理者には、歩道整備による通学路の安全対策に御協力をいただいているところでございますが、市民の皆様の、より一層の通学路安全対策へのご理解、ご協力が必要という状況でございます。

【林孝彦議員】

- ○市内高校存続や大学誘致で若者が輝くまちについて
- ・市内高校存続や大学誘致で若者が輝くまちについての考えと取組みはどうか 【市長】

市内の高校存続について、県教育委員会が策定しました高校改革の実施方針に対しまして、意見・要望書を取りまとめます旧第11通学区高校教育懇話会の第7回目が11月2日に開催されまして、私は市長就任直後でございまして、初めてこの会議に出席いたしました。この懇話会では、既に7回目ということでございまして、意見・要望書の作成が取りまとめられます最終段階となっておりました。この会議におきまして、私は、意見・要望書の案、この内容の表現に違和感のあった複数か所、特に南安曇農業高校、穂高商業高校、池田工業高校の3校を一つにして、総合技術高校にするという部分につきまして、複数か所で訂正を求める発言をしております。この会議には橋渡教育長も出席されまして、同様に訂正を求めた箇所がございます。これらを受けて、意見・要望書は、今年12月、県教育委員会に提出されまして、年度末までにはこれを踏まえた再編整備計画が示されるという予定と聞いております。県の教育委員会が進めております高校改革の問題、特にこの安曇野市に関わる問題については、さらに多くの市民の意見をお聞きしながら、対応について考えてまいりたいと考えております。

【教育長】

昨日、中村芳朗議員のご質問にもお答えしたとおり、県教育委員会の要請により設置された旧第11通学区高等学校教育懇話会及び安曇野研究部会に参加し、市内4高校の関係者

から高校の在り方について聞き取りも行ってまいりました。この中で、市内4高校は、それぞれが地域と密接に結びついた特色ある教育を行い、地域を支える人材を数多く生み出していることを改めて再認識するとともに、募集定員に対して志願者が増えないという課題もあるということも共有したところでございます。これを踏まえ、私は、生徒や地域に必要とされる学校となるために、より特色や魅力を高めていく幾つかの提案もさせていただきました。これらが実現されますように、4高校のますますの活性化を期待して、共に取り組んでまいりたいと思っております。

・南農、穂商、池工の存続か統合かの考えと取組みはどうか。

【教育長】

県教育委員会が平成30年9月に定めた「高校改革~夢に挑戦する学び~実施方針」の中で、次のように示されております。旧第11通学区の専門学科については、総合技術高校の設置等、活力ある専門教育の学びの場を配置していくために、旧第12通学区の専門高校の将来像の検討と併せて、広域的・多角的に検討していくことが考えられる。このように明記されております。これを受けて、旧第11通学区懇話会及び旧12通学区協議会の一部構成員から成る安曇野・大北地域の高等学校を考える合同部会が設けられました。この合同部会では、南安曇農業高等学校、穂高商業高校、池田工業高等学校の3校の活力ある専門教育の在り方について、3回の部会が開かれ、私も参加いたしました。最終、第3回の合同部会のまとめの段階で、本地区における今後の少子化の状況や社会の変化に対応した専門教育の維持・充実を図るためには、総合技術高校の設置に向けた具体的な条件整備の在り方を議論していくべきであるという趣旨の意見が複数出されましたが、私は総合技術高校の設置については、安曇野市も池田町もともに地元の理解が進んでおらず、市内2校の単独存続を求める声もあることから、早急な結論を出すべきではない、機は熟していない、慎重に対応すべき、さらに、旧11通学区懇話会でも改めて議論すべきであるという意見を繰り返し申し上げてまいりました。

今後の高校再編の動きにつきましては、県教育委員会が懇話会の意見・要望書を踏まえて、本年度末には示すとされる再編整備計画に向けた動きを注視してまいりたいと思いますが、改めて慎重に進めるべき問題だと思っております。

市教育委員会としましては、安曇野市内の小・中学校とともに、高等学校は地域とより 密接な関係を持って、特色と魅力のある学校をつくり出すとともに、子どもたちには地域 の自然、文化、歴史、産業等について積極的に学び、郷土安曇野への愛着と誇りを持った 未来を開くたくましさを育んでほしいという願いを持って、今後も教育行政を進めてまいる所存でございます。したがいまして、市内4高校の特色化、魅力化にも協力して取り組んでまいりたいと思っております。

【教育部長】

私からは、旧第11通学区の県立高校の再編問題に関わりますスケジュールについてご説明を申し上げます。7回の会議を経まして取りまとめられました意見・要望書につきましては、今月中に県教育委員会のほうに提出されるというように承知をしております。この

意見・要望書を基に、来年3月まで、今年度中には県教委が再編整備計画を策定し、公表 されるという予定でございます。

- ○文化、芸術、スポーツの振興を図ることについて
- ・文化、芸術、スポーツの振興を図ることについての考えと取り組みはどうか。

【市長】

文化、芸術の振興につきましては、公約で示したとおりでございまして、安曇野の持つ 豊かな自然、それから先人が培った田園、歴史、文化を守りながら、これらの文化、芸術 の振興を図っていくということでございまして、有形・無形の文化財の保存、新たな文化 の振興のための支援、情報発信を強化する体制を整えたいと考えております。

芸術系の大学のサテライトキャンパス誘致につきましては、若い芸術家や工芸家が活動できる場所を提供するとともに、市民が新しい芸術に触れ、芸術家と交流することができる機会を増やしてまいりたいと考えています。これらは市民のみならず、安曇野を訪れる皆さんにとりましても、大きな、新たな魅力となるよう考えておりまして、環境を整えてまりたいと考えております。

それから、市立・私立を問わず、市内に存在する美術館、博物館、文化施設の協力によりまして、既に行っております学校ミュージアムをさらに発展され、市内の小・中学校への出前講座、出張展示等の機会を充実させてまいりたいと考えております。また、子どもたちが故郷である安曇野に愛着を抱き、情操教育につながるような文化施設の人材や資料を生かしたいと思っております。これらにより、市民文化の高揚を図り、文化芸術中核都市の形成を進めてまいりたいと考えております。

スポーツの振興につきましては、安曇野の自然を生かしたマウンテンバイクやカヌーなど、アウトドアスポーツの振興を進めてまいりたいと考えております。現在、整備中でございますマウンテンバイクコースの利用促進を進め、日常的に自転車に親しむきっかけづくりを行うとともに、マウンテンバイクの競技力の向上や、全国レベルの大会を行うことで、交流人口の拡大を図ってまいりたいと考えます。

また、新たに柔道家の篠原信一さんをスポーツ大使に委嘱したところでございます。有森裕子さんと併せまして、スポーツ大使のお二人との懇談を予定しておりまして、安曇野市のスポーツ振興などについてお話をできればと思っております。特に、初代スポーツ大使の有森裕子さんにつきましては、市民の皆さんの健康づくりにお力添えをいただいておりまして、安曇野の魅力を十分にPRしていただいておりますし、これは今後もPRしていただくことを期待しているところでございます。

ANCアリーナを新たなスポーツの拠点として、市民の皆様に多くご利用いただきますよう、年明けの1月15、16日にはグランドオープンイベントを決定しているところでございます。

【教育長】

文化芸術の振興につきましては、第2次安曇野市文化振興計画に基づいて取り組んでまいりました。コロナ禍の中、中止せざるを得ない事業もありましたが、知恵と工夫で継続・

充実に努めております。

一例を挙げさせていただきますと、文化課では、信州安曇野薪能につながる能楽講演会、また、熊井啓監督作品上映会などの講演事業、伝統文化の継承のための小学校昔の暮らし体験講座、市内の文化財の保護のための補助金制度、埋蔵文化財の調査研究、文書館の安曇野市史編さんに向けた取組など、表に表れない部分においても着実に取り組んでおります。

また、生涯学習課では、5地域の公民館での生涯学習につながる講座や地域文化祭などを開催しており、今後も各地域で市民が文化芸術を学んだり、生涯学習の活動成果を発表したりする機会の充実を図ります。また、文化施設や社会教育施設の整備や活用を図り、市民の活動意欲の向上につなげてまいりたいと思っております。

スポーツの推進につきましては、年齢や世代に合わせたスポーツ教室、市内全認定こども園でのコーディネーショントレーニング講座、小学生対象の安曇野子ども駅伝大会、マウンテンバイク親子教室などを行っております。

2028年開催予定の長野県国民スポーツ大会では、三郷文化公園体育館でウエートリフティング競技、市総合体育館ANCアリーナでバレーボール少年女子競技が行われることになっております。この大きな大会に、安曇野市から選手が輩出されることを期待しながら、今年度は市内の中学生を対象に、バレーボールの実技教室を8回開催し、52名の参加がありました。指導者として、本市出身の国内バレーボールのトッププレーヤーから高い技術を学び、先輩に続こうと意欲を高めているとお聞きし、大変頼もしく思っているところでございます。

今後は、新総合体育館の利用推進を図るとともに、スポーツ教室への参加をきっかけに して、自分たちで運営するサークルやクラブへ移行するような動きを支援するとともに、 生涯にわたり日常的にスポーツを楽しむことができる環境の整備を整えてまいりたいと考 えております。

・地域活動へのさらなる支援を要望しますが、現状と取り組みはどうか。【教育部長】

文化芸術分野でございますけれども、文化課では、安曇野の偉人や文化を顕彰する団体、 それから、そういった事業に対しまして補助金を支出しております。

一例を申し上げますと、令和2年度実績で、団体では安曇野の教育に先駆的で献身的な活動を行いました井口喜源治先生を顕彰する一般財団法人井口喜源治記念館に114万円、また、美術館等を指定管理し、市の出捐する公益財団法人安曇野文化財団に811万6,000円を、その運営補助金として支出をしております。

また、文化事業を実施する実行委員会に対しては、例えば名誉市民青木祥二郎先生を顕彰し、毎年夏に市民や観光客に能楽鑑賞の機会を提供するための実行委員会、あるいは国営アルプスあづみの公園で毎年の春に行います早春賦音楽祭を実施するための実行委員会、それぞれに事業運営のための補助金を出させていただいております。

これらの事業は、令和2年、3年度には、コロナ禍により中止となっておりましたが、

それぞれの事業の運営には、実行委員として職員が参画をしております。

また、地区予選を経て全国大会に出場された市民の皆さんは、出場激励金という形で支援をさせていただいております。安曇野市の文化財保護事業でございますが、指定文化財の保護・継承に対し、補助金を支出しております。特にお船祭り、道祖神祭りなど無形民俗文化財は、ここ2年、コロナ禍で実施ができておりませんが、このことが契機となってしまい伝承が途切れてしまわないよう、補助事業として祭典用具の整備をしていただくよう呼びかけております。

生涯学習分野でございますが、社会教育及び生涯学習事業の推進を図るため、社会教育、芸術、文化の振興に係る団体が実施する社会教育事業、あるいは団体運営に対する補助金を交付しております。

5地域の芸術文化協会へは、運営補助として、昨年度でございますが80万7,600円の補助金を支出しております。地域活動への支援といたしまして、地区公民館の活動に対し、令和2年度は98の地区公民館に対し2,421万1,430円の補助金を交付させていただいております。また、5地域の公民館におきまして、地区公民館の役員を対象とした研修会を開催するなど、地区公民館における生涯学習活動への取組を支援させていただいているところでもあります。

スポーツ分野に関しましては、地域のスポーツ活動を支援するため、令和2年度は特定 非営利活動法人安曇野市スポーツ協会に479万円、また、安曇野市スポーツ少年団には306 万1,000円の補助金を交付させていただいております。

こうした補助金によりまして、各単位団の活動や大会、研修会の開催等を支援し、地域活動の活性化を図っているということであります。

また、市の、あるいはスポーツ協会、スポーツ少年団の共催によりまして、毎年指導者 講習会を開催しておりまして、チームの指導者、選手、保護者が学べる機会というものも 設けているということでございます。今後もこのような活動は継続をしてまいりたいと思 います。

・市の芸術文化協会の充実と発展を願っていますが、現状と取り組みはどうか。【教育部長】

昨年度から、安曇野市芸術文化協会連絡協議会、以下、協議会と略させていただきますけれども、5地域の芸術文化協会の一本化に向けた話合いが行われているということは、議員がおっしゃられたとおりでございます。一本化の必要性や一本化した場合のメリット、デメリットなどの意見が出されておりまして、そういったことも踏まえながら、現在、具体的な組織づくりに向けて準備を進めているということでございます。

今後のスケジュールでございますが、協議会ではまだ具体的に示されてはおりませんけれども、5地域のこれまでの歴史や実情を踏まえまして十分議論をし、時間をかけて進めていったほうがよいのではないかというような意見も出ているところでございます。

まずは5地域が一緒に開催をしております芸能フェスティバルを充実させまして、連携 強化を図りながら一本化するという方向で進められております。今年度も芸能フェスティ バルの開催に向けて準備が進められているところでございます。

市教委といたしましても、芸術文化協会の意向を踏まえつつ、助言や芸能フェスティバルの共催による運営支援等、引き続き協力は行ってまいりたいと考えております。

○採択された請願・陳情の施策への反映結果について

・採択された請願・陳情の施策への反映結果はどうか。基本的な姿勢を伺う。また、以前に採択されたものを、幾つか例示的に示す。まず、平成29年3月定例会で採択された、平成28年陳情第9号 安曇野市内義務教育課程児童・生徒の多様な教育機会の確保について、公立学校と民間教育施設、フリースクールなどとの連携強化等を求める陳情。令和3年3月定例会で伺ったときは、市長は、できる限り市政に反映させていくと、教育長は、教育施策に反映されるよう努めるとしたが、その後の進捗はどうか。次に、平成30年3月定例会で採択された平成29年陳情第8号児童クラブ受入れ拡大について、学校の空き教室等を利用して、児童クラブの受入れを小学6年生まで拡大してほしいとの陳情。令和3年3月定例会で伺ったときは、教育部長は、6年までの受入れをさらに検討するとしたが、その後の進捗はどうか。次に、令和3年6月定例会で採択された陳情第5号三郷児童クラブの児童受入れ体制の充実を求める陳情。次に、令和3年9月定例会で採択された陳情第6号(継続)黒沢洞合自然公園の更なる充実と活用を求める陳情。その後の進捗はどうか。

【教育長】

議会において採択されました請願・陳情に対しましては、教育委員会としても教育施策 に反映されるよう努めております。

では、4つの陳情について、順を追って説明いたします。

平成28年に議会で採択されました安曇野市内義務教育課程児童・生徒の多様な教育機会の確保についての陳情につきましては、平成30年に定めました出席扱いについてのガイドライン、これを改定しまして、民間教育施設等との連携を一層進めているところでございます。運営施設への具体的な支援策につきましては、施設の状況を踏まえた上で、内容や方法を考えてまいります。

次に、平成30年3月議会で採択されました児童クラブ受入れ拡大についての陳情につきましては、穂高南小学校児童クラブでの6年生までの受入れ拡大を検討しておりますが、必要なスペース確保が今のところ困難な状況です。引き続き課題として取り組んでまいります。

次に、令和3年6月議会で採択されました三郷児童クラブの児童受入れ体制の充実を求める陳情につきましては、入所申請の受付を早めることにより、入所希望者の早期把握に努め、受入れ拡大に必要なスペースの確保を現在検討しております。

最後に、令和3年9月議会で採択されました黒沢洞合自然公園の更なる充実と活用を求める陳情書につきましては、この12月議会において、教育部所管事業での委員報酬の増額を補正予算に計上させていただきました。検討委員会は年度内に立ち上げる予定でございます。

【大竹啓正議員】

- ○安曇野の景観の要である水田保全対策について
- ・学校給食の米飯給食の拡大の可能性はどうか。また、学校給食を朝食の給食まで拡大できるか。

【教育部長】

学校給食での米飯給食の状況につきましては、年間給食提供食数200食のうち約150食を米飯給食として提供させていただいております。この給食に使用しているお米は、100%安曇野産でございます。米飯給食の提供につきましては、平成22年頃までは月12回でございました。これを平成23年から24年にかけまして12回から15回に回数を増やしてきております。米消費の拡大にも一定努めてきたところであります。これを完全に米飯給食化できないかということでございますけれども、これにつきましては、やはり子どもの趣向とか、そういうことも当然ございますので、直ちにこれ以上回数を増やすということは現時点では考えてはおりません。

次に、議員からご指摘がございましたが、朝食抜きで登校する児童・生徒がいるということは我々も承知をしております。今年度の調査ですと、朝食を食べていない小学生は全体の0.5%、中学生では1.9%でございまして、これを人数に直しますと、小学校1校当たり2名、中学校では1校当たり6名に相当いたします。現在、市教育委員会では、食育の一環として、今年度から市内全小・中学校でお弁当の日という親子で一緒にお弁当を作る取組を行っております。この取組によりまして、家庭でのお米の消費拡大というものにもつながるのではないかという期待は寄せております。朝食を抜きで学校に来られるお子さんにつきましては、引き続き児童・生徒、それから、保護者の皆様に改めて朝食の大切さを伝えてまいりたいというふうに考えております。したがいまして、給食センターのほうでこうした児童・生徒に朝食を提供するということは、現在のところは考えておりません。

【小林純子議員】

- ○安曇野の「優れた水環境」を次の世代に受け継ぐために
- ・学校給食等で有機食材を利用するなど、有機農産物の公共調達を進めることから環境保 全型農業や有機農業への転換につなげてはどうか。

【教育長】

安曇野市では、今年4月から5月にかけて市内全小・中学校の給食で食育の一環として自然栽培米のごはんを提供させていただきました。地球規模で環境問題に対する関心が高まる中、我が国でも環境保全を重視した農業の在り方が求められ、また、積極的に対応も始まっていると認識しております。このような状況の中で、議員御指摘の環境保全型農業や有機農業について、児童・生徒や保護者の関心を高めていくことは大変重要であると考えております。ご提案の今後の学校給食への有機農産物の使用につきましては、単価や安定的な供給との兼ね合いもあり、直ちに公共調達に切り替えるということは困難でございますけれども、一部でも可能かどうか検討してまいります。

- 3 福祉教育委員会(条例 2 件、補正予算第 6 号、指定管理者指定 4 件) 12 月 10 日(金) (補正予算第 7 号) 12 月 20 日(月)
- 4 議案等の審議結果について (教育委員会関係) 議決等の日 12月21日

【市長提出議案等】

議案第 101 号 安曇野市児童館条例の一部を改正する条例 (原案可決)

議案第103号 安曇野市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例 (原案可決)

議案第104号 安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例 (原案可決)

議案第105号 令和3年度安曇野市一般会計補正予算(第6号)(原案可決)

議案第 114 号 公の施設の指定管理者の指定について(豊科水辺公園マレットゴルフ場・豊科水辺マレットノース 18) (原案可決)

議案第115号 公の施設の指定管理者の指定について(権現宮マレットゴルフ場)(原案可決)

議案第116号 公の施設の指定管理者の指定について (穂高立足マレットゴルフ場) (原案可決)

議案第117号 公の施設の指定管理者の指定について(三郷黒沢マレットゴルフ場)(原案可決)

議案第119号 令和3年度安曇野市一般会計補正予算(第7号)(原案可決)